

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2019年11月1日提出
【計算期間】	第21特定期間(自 2019年2月6日至 2019年8月5日)
【ファンド名】	エマージング・ソブリン・オープン（毎月決算型）為替ヘッジあり
【発行者名】	三菱ＵＦＪ国際投信株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 松田 通
【本店の所在の場所】	東京都千代田区有楽町一丁目１２番１号
【事務連絡者氏名】	伊藤 晃
【連絡場所】	東京都千代田区有楽町一丁目１２番１号
【電話番号】	03-6250-4740
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、ファミリーファンド方式により、高水準かつ安定的なインカムゲインの確保とキャピタルゲインの獲得を目的として、信託財産の成長を目指して運用を行います。

信託金の限度額は、4,000億円です。

＊委託会社は、受託会社と合意のうえ、信託金の限度額を変更することができます。

当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において、以下の商品分類および属性区分に該当します。

商品分類表

単位型・追加型の別	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉となる資産)
単位型投信	国 内	株 式
	海 外	債 券
追加型投信		不動産投信
	内 外	その他資産
		資産複合

（注）該当する部分を網掛け表示しています。

該当する商品分類の定義について

追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。
海 外	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
債 券	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。

属性区分表

投資対象資産 (実際の組入資産)	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
---------------------	------	--------	------	-------

株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 不動産投信 その他資産（投資信託 証券（債券 一般）） 資産複合	年１回	グローバル		
	年２回	日本		
	年４回	北米	ファミリーファンド	あり (フルヘッジ)
	年６回（隔月）	欧州		
	年12回（毎月）	アジア		
		オセアニア		
	日々	中南米	ファンド・オブ・ファンズ	
	その他	アフリカ		なし
		中近東（中東）		
		エマージング		

（注）該当する部分を網掛け表示しています。

該当する属性区分の定義について

その他資産 （投資信託証券 （債券 一般））	投資信託証券（マザーファンド）を通じて、主として債券（一般 [*] ）に投資する。 *一般とは、公債 ^{*1} 、社債 ^{*2} 、その他債券 ^{*3} 属性にあてはまらない全てのものをいう。
年12回（毎月）	目論見書又は投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいう。
エマージング	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
ファミリーファンド	目論見書又は投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいう。
為替ヘッジあり （フルヘッジ）	目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるもののうちフルヘッジを行うものをいう。

*1 公債・・・・・・目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。）に主として投資する旨の記載があるものをいう。

*2 社債・・・・・・目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。

*3 その他債券・・・・目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。

※ 属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

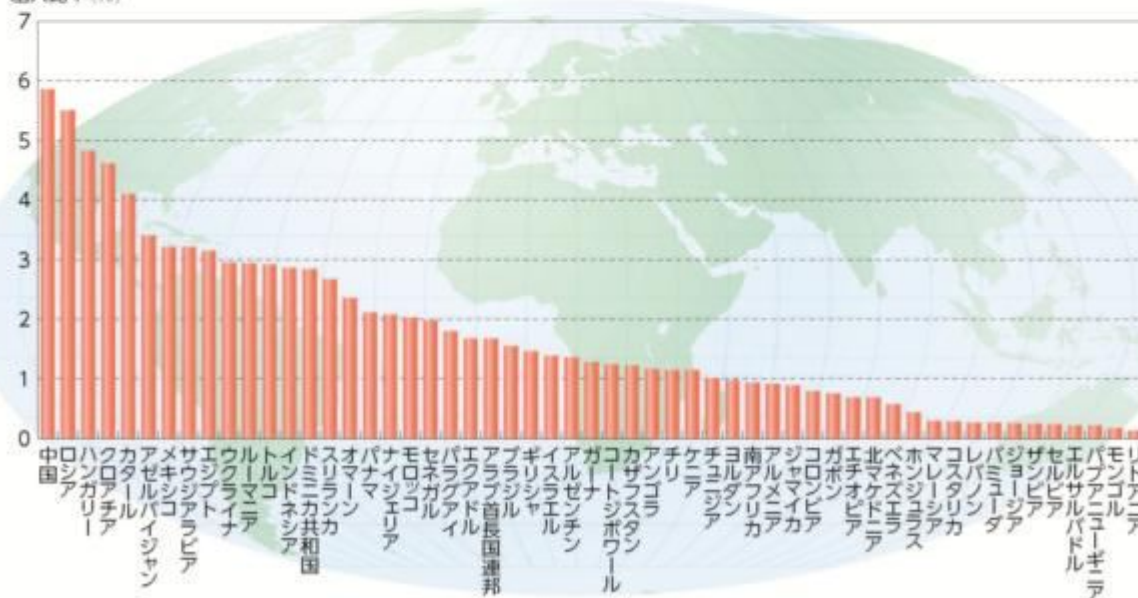
※ 商品分類および属性区分の内容については、一般社団法人投資信託協会のホームページ

「ファンドの目的・特色」

ファンドの特色

特色

現在の投資先 (2019年8月30日現在)



※上記の投資先は将来変更となる可能性があります。

4/97

特色2

新興国のソブリン債券、準ソブリン債券からの高水準かつ安定した
 利子収入に加え、値上がり益の獲得を目指します。

- ◆ 新興国の債券に投資することにより、相対的に高い利回りが期待されます。
 一般的に新興国が発行する債券は格付けが低く、先進国等が発行する上位格付け債券と比較して高い利
 回りとなる傾向があります。したがって、相対的に高い投資収益率が期待できる反面、デフォルトが生じる
 リスクも高いと考えられます。

【格付け】

債券などの元本や利子が、償還まで当初契約の定め通り返済される確実性の程度を評価したものをいいます。
 格付機関が、債券などの発行者の財務能力、信用力、今後の方向性などを分析、評価して、数字や記号で簡潔に表します。

【デフォルト】

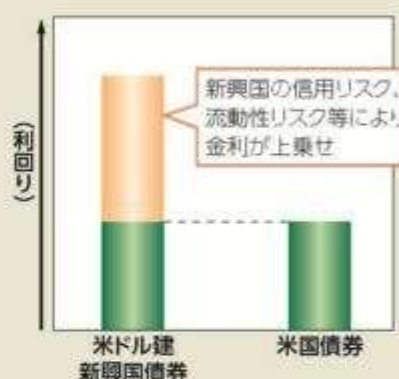
投資した債券の元本やその利子の一部または全部が回収できない、もしくは遅延すること。

格付けと信用力のイメージ

格付け	
Moody's社	S&P社
Aaa	AAA
Aa	AA
A	A
Baa	BBB
Ba	BB
B	B
Caa	CCC
Ca	CC
C	C
—	D

低い 高い
 利回り 信用力
 高い 低い

米ドル建新興国債券の 利回りイメージ図



- ◆ J.P. Morgan EMBI Global Diversified (円ヘッジあり・円ベース) をベンチマークとします。
 ベンチマークを上回る投資成果をあげることを保証するものではありません。

特色3

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行い、為替変動リスクの
 低減をはかります。

- ◆ 為替ヘッジは、委託会社が行います。
- ◆ 投資するマザーファンドでは、米ドル建資産以外の外貨建資産について、実質的に米ドル建となるように
 為替取引を行う場合があります。(この場合においても、当ファンドでは、原則として為替ヘッジを行い、為
 替変動リスクの低減をはかります。)

投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、
 クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等の場合をいいます。)の発生を含む市況動向や資金動向、残存信
 託期間等の事情によっては、特色1～特色3のような運用ができない場合があります。

特色4

債券等の運用にあたっては、ウエリントン・マネージメント・カンパニー・
 エルエルピーに運用の指図に関する権限を委託します。

- ◆ ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピーは、1928年に創業した米国最古の運用機関の一
 つです。徹底したリサーチを行い、グローバルな視点から、新興国債券の運用専任チームがポートフォリ
 オ管理を行います。

特色 **5**

毎月決算を行い、収益の分配を行います。

◆毎月5日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。

収益分配方針

- ・分配対象額の範囲は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- ・委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案して、利子・配当収入を中心に分配金額を決定します。

将来の収益分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
また、委託会社の判断により、分配を行わない場合もあります。

収益分配金に関する留意事項

◆分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



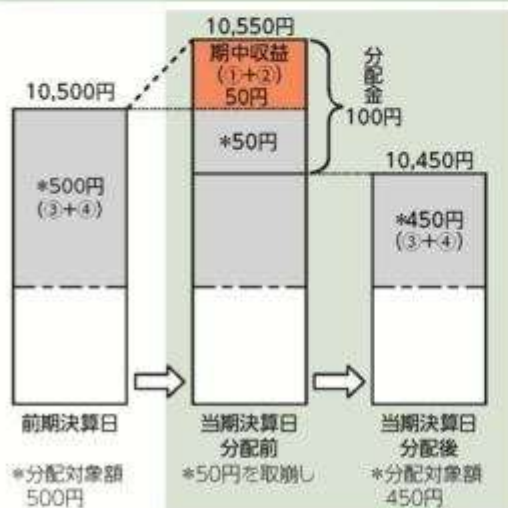
◆分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。

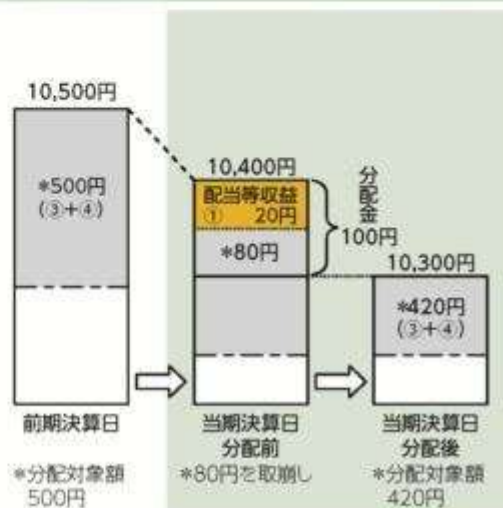
分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算日から基準価額が上昇した場合



前期決算日から基準価額が下落した場合



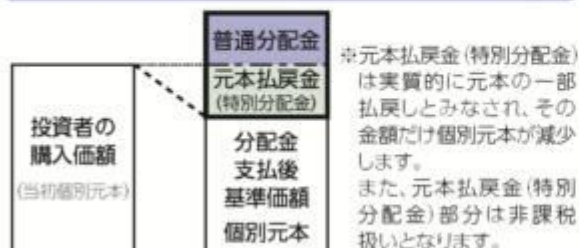
※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

分配準備積立金: 当期の①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益のうち、当期分配金として支払わなかった残りの金額をいいます。信託財産に留保され、次期以降の分配金の支払いに充当できる分配対象額となります。

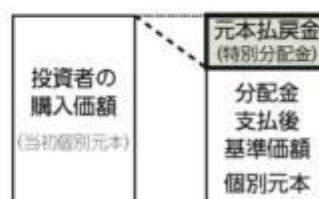
収益調整金: 追加型投資信託で追加設定が行われることによって、既存の受益者への収益分配可能額が薄まらないようにするために設けられた勘定です。

◆投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合

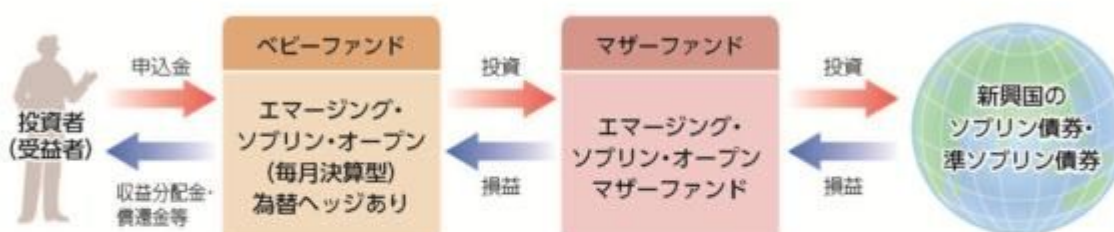


普通分配金: 個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金): 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

■ ファンドのしくみ

ファミリーファンド方式により運用を行います。



ファミリーファンド方式とは、受益者から投資された資金をまとめた投資信託をベビーファンドとし、その資金の全部または一部をマザーファンドに投資して、マザーファンドにおいて実質的な運用を行う仕組みです。

■ 主な投資制限

マザーファンドへの投資	マザーファンドへの投資割合は、制限を設けません。
外貨建資産への投資	外貨建資産への実質投資割合は、制限を設けません。
新興国単一国への投資	新興国単一国への実質投資割合は、取得時において、当ファンドの純資産総額の30%以内とします。
ユーロ建資産への投資	ユーロ建資産への実質投資割合は、取得時において、当ファンドの純資産総額の30%以内とします。
ソブリン債券以外への投資	ソブリン債券以外への実質投資割合は、取得時において、当ファンドの純資産総額の35%以内とします。
新興国の同一企業(政府関連機関を含む)が発行する債券への投資	新興国の同一企業(政府関連機関を含む)が発行する債券への実質投資割合は、当ファンドの純資産総額の10%以内とします。

使用している指数について

● J.P. Morgan EMBI Global Diversified

情報は、信頼性があると信じられる情報源から取得したものです。J.P. Morganはその完全性・正確性を保証するものではありません。本指数は許諾を受けて使用しています。J.P. Morganからの書面による事前承認なしに本指数を複製・使用・頒布することは認められていません。Copyright 2015, J.P. Morgan Chase & Co. All rights reserved.

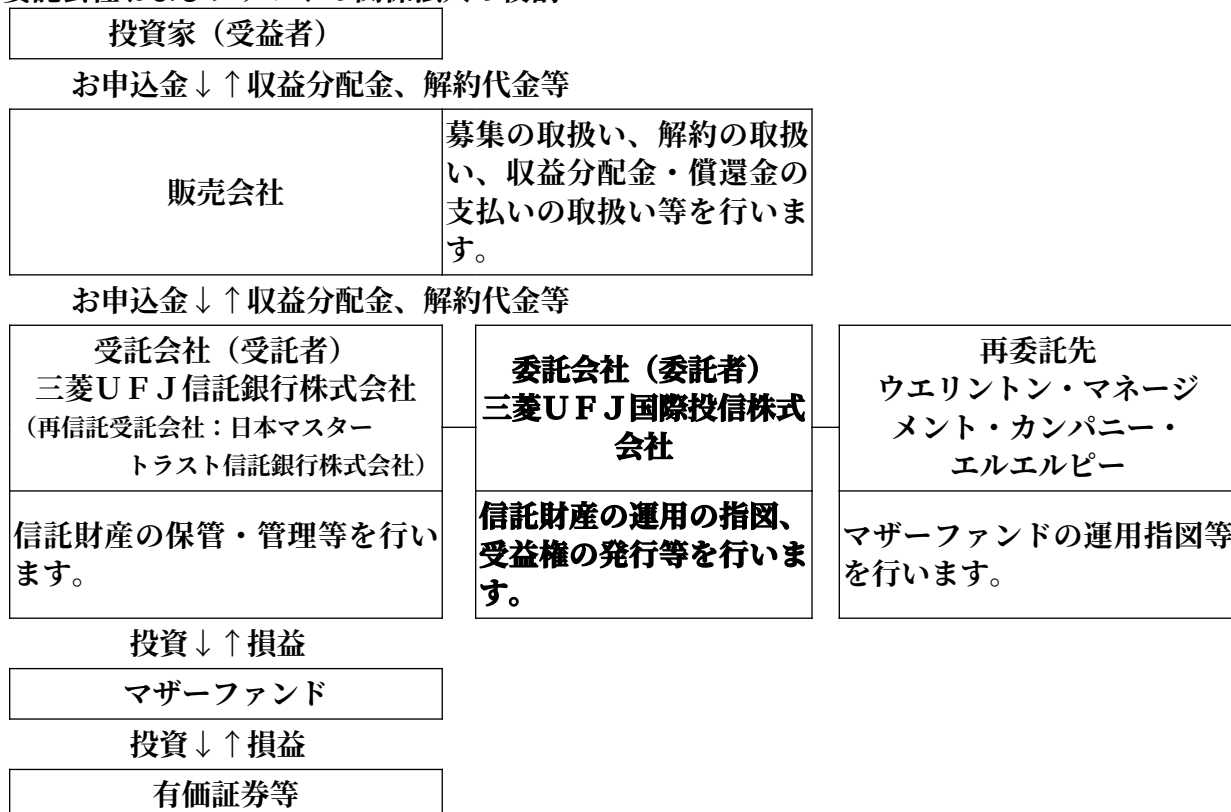
(2) 【ファンドの沿革】

2009年3月18日 証券投資信託契約締結、設定、運用開始

2015年7月1日 ファンドの委託会社としての業務を国際投信投資顧問株式会社から
三菱UFJ国際投信株式会社に承継

(3) 【ファンドの仕組み】

①委託会社およびファンドの関係法人の役割



②委託会社と関係法人との契約の概要

	概要
委託会社と受託会社との契約 「信託契約」	運用に関する事項、委託会社および受託会社としての業務に関する事項、受益者に関する事項等が定められています。 なお、信託契約は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づきあらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容で締結されます。
委託会社と販売会社との契約 「投資信託受益権の取扱いに関する契約」	販売会社の募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱いに係る事務の内容等が定められています。
委託会社と再委託先との契約 「信託財産の運用指図権限委託契約」	運用指図権限委託の内容およびこれに係る事務の内容、再委託先が受ける報酬等が定められています。

③委託会社の概況（2019年8月末現在）

- ・金融商品取引業者登録番号
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第404号
- ・設立年月日
1985年8月1日
- ・資本金
2,000百万円
- ・沿革
1997年5月 東京三菱投信投資顧問株式会社が証券投資信託委託業務を開始
2004年10月 東京三菱投信投資顧問株式会社と三菱信アセットマネジメント株式会社が合併、商号を三菱投信株式会社に變更

2005年10月 三菱投信株式会社とユーエフジェイパートナーズ投信株式会社が合併、
商号を三菱UFJ投信株式会社に変更

2015年7月 三菱UFJ投信株式会社と国際投信投資顧問株式会社が合併、商号を三
菱UFJ国際投信株式会社に変更

・大株主の状況

株 主 名	住 所	所有株式数	所有比率
三菱UFJ信託銀行株式 会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	211,581株	100.0%

2【投資方針】

（1）【投資方針】

① 基本方針

ファミリーファンド方式により、高水準かつ安定的なインカムゲインの確保とキャピタルゲインの獲得を目的として、信託財産の成長を目指して運用を行います。

② 投資態度

- a. エマージング・ソブリン・オープン マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。
- b. マザーファンド受益証券を通じて、エマージング・カンントリーが発行する米ドル建のソブリン債券を中心に投資を行います。（一部、ユーロ建の債券に投資する場合があります。）
- c. グローバルな視点からのファンダメンタルズ分析・クレジットリスク分析に基づく分散投資を基本とし、アクティブに運用します。
- d. ポートフォリオの構築にあたっては、原則として以下の債券を中心に投資することを基本とします。
 - （a）ブレディ債（エマージング・カンントリーの政府が、1989年のブレディプランに基づいて発行し、米国市場やユーロ市場等の国際的な市場で流通する債券をいいます。）
 - （b）ユーロ債（米ドル建・ユーロ建）。（ブレディ債以外の債券で、エマージング・カンントリーの政府または政府関連機関等が、米国市場やユーロ市場等の国際的な市場において米ドル建またはユーロ建で発行し、流通する債券をいいます。）
 - （c）現地米ドル建債・現地ユーロ建債（エマージング・カンントリーの政府または政府関連機関等が、自国市場において米ドル建またはユーロ建で発行し、流通する債券をいいます。）
- e. ポートフォリオの構築にあたっては、原則として以下の範囲内で行います。
 - （a）エマージング・カンントリー単一国への実質投資割合は、取得時において、信託財産の純資産総額の30%以内とします。
 - （b）ユーロ建資産への実質投資割合は、取得時において、信託財産の純資産総額の30%以内とします。
 - （c）ソブリン債券以外への実質投資割合は、取得時において、信託財産の純資産総額の35%以内とします。
 - （d）エマージング・カンントリーの同一企業（政府関連機関を含みます。）が発行する債券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
 - （e）エマージング・カンントリーの現地通貨建資産への実質投資は、行いません。
- f. 実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減をはかります。（かかるヘッジは、委託会社が行います。）

なお、投資するマザーファンドでは、米ドル建資産以外の外貨建資産について、実質的に米ドル建となるように為替取引を行う場合があります。

- g. 重大な投資環境の変化が生じた場合には、信託財産の保全の観点から、運用者の判断により主要投資対象への投資を大幅に縮小する場合があります。
- h. 投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等の場合をいいます。）の発生を含む市況動向や資金動向、残存信託期間等の事情によっては、前記のような運用ができない場合があります。

③ 運用の形態等

ファミリーファンド方式により運用を行います。

(2) 【投資対象】

マザーファンド受益証券を通じて、エマージング・カントリーのソブリン債券（国債、政府保証債等をいいます。）および準ソブリン債券（政府の出資比率が50%を超えている企業の発行する債券をいいます。）を主要投資対象とします。

① 投資の対象とする資産の種類

ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）とします。

- a. 有価証券
- b. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、（5）投資制限（信託約款に定められた投資制限）の⑧および⑨に定めるものに限り、）に係る権利
- c. 約束手形
- d. 金銭債権

② 運用の指図範囲

委託会社は、信託金を、主として、三菱ＵＦＪ国際投信株式会社を委託者とし、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社を受託者として締結されたマザーファンドの受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- a. 転換社債の転換請求および新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限り、）の行使により取得した株券
- b. 国債証券
- c. 地方債証券
- d. 特別の法律により法人の発行する債券
- e. 社債券および社債と同時に募集され割り当てられた新株予約権証券
- f. コマーシャル・ペーパー
- g. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、a. から f. までの証券または証書の性質を有するもの
- h. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。）および新株予約権証券（外国または外国の者の発行する証券または証書で、係る性質を有するものを含みます。）
- i. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）

j. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

k. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

a. の証券または証書および g. の証券または証書のうち、a. の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、b. から e. までの証券および g. の証券または証書のうち b. から e. までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

③ 金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を、前記②の有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

a. 預金

b. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

c. コール・ローン

d. 手形割引市場において売買される手形

e. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

f. 外国の者に対する権利で e. の権利の性質を有するもの

④ 特別な場合の金融商品による運用

前記②の規定にかかわらず、ファンドの設定、解約、償還への対応および投資環境の変動等への対応で、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を前記③の a. から f. までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

⑤ その他の投資対象

a. 先物取引等

b. スワップ取引

《参考》マザーファンド約款の「運用の基本方針」を以下に記載いたします。

－運用の基本方針－

約款第14条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は、次の通りとします。

1. 基本方針

この投資信託は、高水準かつ安定的なインカムゲインの確保とキャピタルゲインの獲得を目的として、信託財産の成長を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

エマージング・カントリーのソブリン債券（国債、政府保証債等をいいます。）および準ソブリン債券（政府の出資比率が50%を超えている企業の発行する債券をいいます。）を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

① エマージング・カントリーが発行する米ドル建のソブリン債券を中心に投資を行います。（一部、ユーロ建の債券に投資する場合があります。）

② グローバルな視点からのファンダメンタルズ分析・クレジットリスク分析に基づく分散投資を基本とし、アクティブに運用します。

③ ポートフォリオの構築にあたっては、原則として以下の債券を中心に投資することを基本とします。

イ. ブレディ債（エマージング・カントリーの政府が、1989年のブレディプランに基づい

て発行し、米国市場やユーロ市場等の国際的な市場で流通する債券をいいます。）

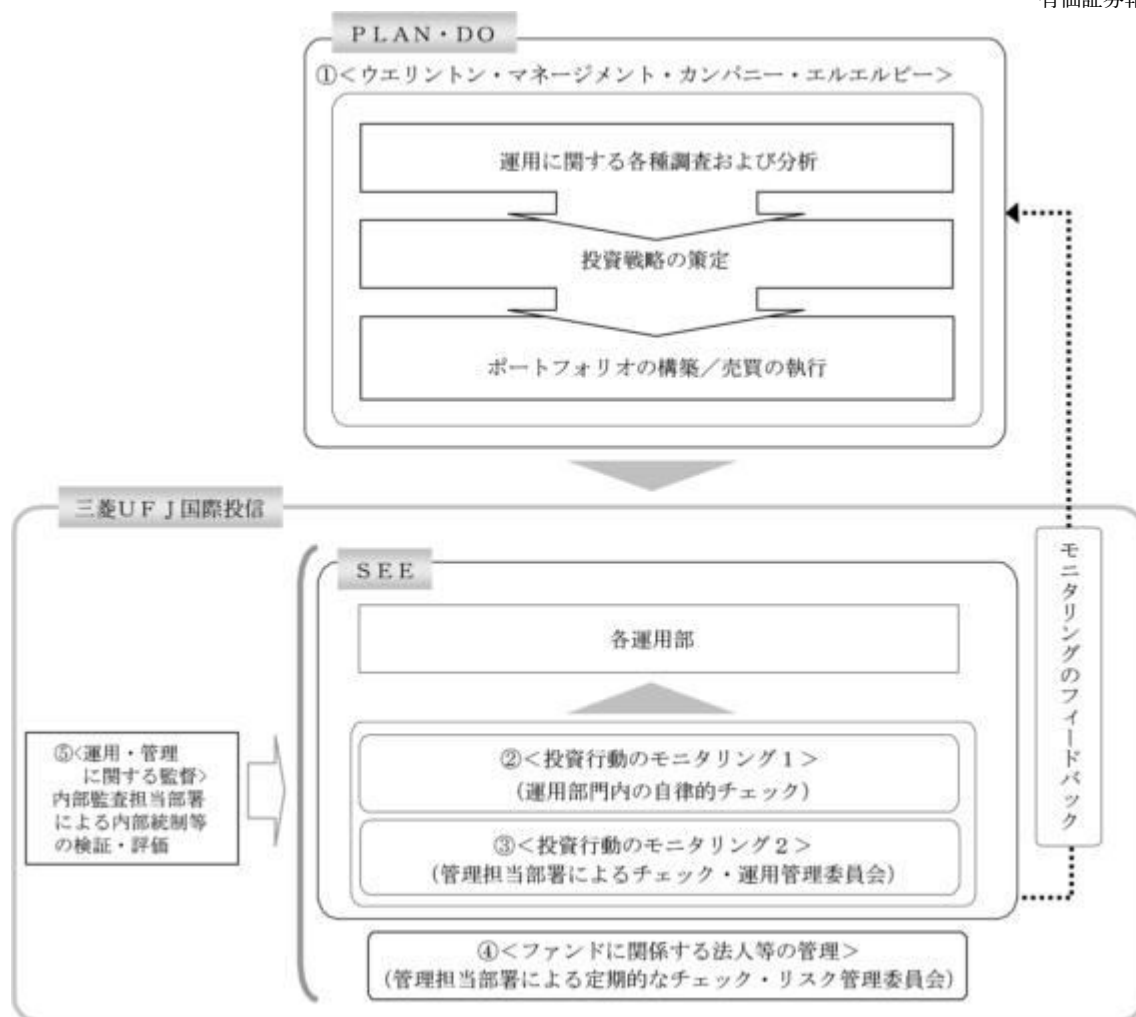
- ロ. ユーロ債（米ドル建・ユーロ建）。（ブレディ債以外の債券で、エマージング・カン
トリーの政府または政府関連機関等が、米国市場やユーロ市場等の国際的な市場にお
いて米ドル建またはユーロ建で発行し、流通する債券をいいます。）
- ハ. 現地米ドル建債・現地ユーロ建債（エマージング・カントリーの政府または政府関連
機関等が、自国市場において米ドル建またはユーロ建で発行し、流通する債券をい
います。）
- ④ ポートフォリオの構築にあたっては、原則として以下の範囲内で行います。
 - イ. エマージング・カントリー単一国への投資割合は、取得時において、信託財産の純資
産総額の30%以内とします。
 - ロ. ユーロ建資産への投資割合は、取得時において、信託財産の純資産総額の30%以内と
します。
 - ハ. ソブリン債券以外への投資割合は、取得時において、信託財産の純資産総額の35%以
内とします。
 - ニ. エマージング・カントリーの同一企業（政府関連機関を含みます。）が発行する債券
への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
 - ホ. エマージング・カントリーの現地通貨建資産への投資は、行いません。
- ⑤ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
ただし、米ドル建資産以外の外貨建資産については、実質的に米ドル建となるように為替
取引を行う場合があります。
- ⑥ 重大な投資環境の変化が生じた場合には、信託財産の保全の観点から、運用者の判断によ
り主要投資対象への投資を大幅に縮小する場合があります。
- ⑦ 投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む
規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等の場合をいいま
す。）の発生を含む市況動向や資金動向、残存期間等の事情によっては、前記のような運
用ができない場合があります。
- ⑧ 債券等の運用にあたっては、ウェリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピー
に運用の指図に関する権限を委託します。

3. 投資制限

- (1) 株式への投資割合は、転換社債の転換請求ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1
項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権が
それぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下、会社法施行前の旧
商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債
型新株予約権付社債」といいます。）の行使により取得した株券に限り、信託財産の純資産総
額の10%以内とします。
- (2) 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とし
ます。
- (3) 同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- (4) 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産
総額の5%以内とします。
- (5) 有価証券先物取引等は、約款第18条の範囲で行います。
- (6) スワップ取引は、約款第19条の範囲で行います。
- (7) 外貨建資産への投資割合は、制限を設けません。
- (8) 一般社団法人投資信託協会規則に規定するデリバティブ取引等について、同規則に規定する合
理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

以上

(3) 【運用体制】



①運用の指図に関する権限の委託

当ファンドはマザーファンドの債券等の運用に関する権限をウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピー（「再委託先」といいます。）に委託しています。再委託先は与えられた運用の指図に関する権限の範囲内で投資戦略を策定し、ポートフォリオの構築を行います。

②投資行動のモニタリング1

委託会社では、運用部の担当ファンドマネジャーが日々再委託先の運用の適切性を確認しているほか、運用部門としても投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。

③投資行動のモニタリング2

委託会社では、運用部から独立した管理担当部署（40～60名程度）が、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、運用管理委員会等を通じて委託会社の運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。その内容は更に運用部門から再委託先に還元されます。

④ファンドに係る法人等の管理

再委託先、受託会社等、ファンドの運営に係る法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、リスク管理委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

⑤運用・管理に関する監督

内部監査担当部署（10名程度）は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

なお、委託会社に関する「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページでご覧いただけます。

「運用担当者に係る事項」<https://www.am.mufg.jp/corp/operation/fm.html>

（４）【分配方針】

① 収益分配方針

毎月５日（休業日の場合は翌営業日とします。）に決算を行い、原則として以下の方針により分配を行います。

a. 分配対象収益額の範囲

経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

なお、前期から繰越された分配準備積立金および収益調整金中のその他調整金は、全額分配に使用することができます。

b. 分配対象収益についての分配方針

委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案して、利子・配当収入を中心に分配金額を決定します。

c. 留保益の運用方針

留保益については、特に制限を設けず、運用の基本方針に則した運用を行います。

② 収益分配金の交付

a. 「分配金受取コース」

収益分配金は、税金を差引いた後、毎計算期間の終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して５営業日以内）から、販売会社において、受益者に支払います。

b. 「自動けいぞく投資コース」

収益分配金は、税金を差引いた後、「自動けいぞく投資契約^{*}」に基づいて、決算日の基準価額により自動的に無手数料で全額再投資されます。

＊ 販売会社によっては、当該契約または規定について、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあります。

③ 収益の分配方式

a. 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

（a）配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬（当該諸経費、信託報酬は、消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）相当額を含みます。）を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。

（b）売買損益に評価損益を加減した利益金額（「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬（当該諸経費、信託報酬は、消費税等相当額を含みます。）を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。

b. 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

（５）【投資制限】

<信託約款に定められた投資制限>

① マザーファンドへの投資

マザーファンドへの投資割合は、制限を設けません。

② 株式への投資

株式への実質投資は、転換社債の転換請求および転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使により取得した株券に限り、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

③ 新株引受権証券等への投資

新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

④ 外貨建資産への投資

外貨建資産への実質投資は、制限を設けません。（当該実質外貨建資産に関する為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を行うことができます。）

⑤ 株式への投資制限

委託会社は、信託財産に属する株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。なお、信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該株式の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑥ 投資する株式の範囲

委託会社が投資することを指図する株式は、金融商品取引所に上場（上場予定を含みます。）されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずるものとして取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。

⑦ 同一銘柄の株式への投資制限

委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。なお、信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該株式の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑧ 先物取引等の運用指図・目的・範囲

a. 委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします。

（以下同じ。）

（a）先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

（b）先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券および組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに金融商品で運用している額の範囲内とします。

（c）コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が、取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

b. 委託会社は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融

商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

- (a) 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせてヘッジ対象とする外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。））、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額の範囲内とします。
 - (b) 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等の実需の範囲内とします。
 - (c) コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払プレミアム額の合計額が、取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が、取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- c. 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。
- (a) 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
 - (b) 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに金融商品で運用している額（以下（b）において「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建て、信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額。以下同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。
 - (c) コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払プレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が、取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

⑨ スワップ取引の運用指図・目的・範囲

- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- b. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が原則としてファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

- c. スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下c.において同じ。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、前記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。また、信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- d. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- e. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- ⑩ デリバティブ取引等に係る投資制限
- 委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に規定するデリバティブ取引等について、同規則に規定する合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる取引等の指図をしません。
- ⑪ 同一銘柄の転換社債等への投資制限
- 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債および転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。なお、信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑫ 有価証券の貸付の指図および範囲
- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を、貸付時点において、貸付株式および貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する株式および公社債の額面金額を超えない範囲内で貸付の指図をすることができます。
- b. 限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- c. 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。
- ⑬ 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限
- 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約される場合があります。
- ⑭ 外国為替予約取引の指図および範囲
- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、および外貨建資産の為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- b. 予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た

額をいいます。）との合計額について、為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

- c. 限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内にその超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

⑮ 資金の借入れ

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用および運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当てを目的として、資金の借入れの指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- b. 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、有価証券等の売却等の代金の入金日までに限るものとし、資金借入額は当該有価証券等の売却等の代金の受取りの確定している資金の額の範囲内、かつ、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を限度とします。
- c. 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

⑯ 信用リスクの分散規制

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

＜その他法令等に定められた投資制限＞

- ・ 同一の法人の発行する株式（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）
委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。）の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図してはならないものとされています。

3【投資リスク】

(1) 投資リスク

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。

ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。

（主なリスクであり、以下に限定されるものではありません。）

① 金利変動リスク

投資している債券の発行通貨の金利水準が上昇（低下）した場合には、一般的に債券価格は下落（上昇）し、ファンドの基準価額の変動要因となります。

ファンドは米ドル建債券を中心に投資を行うため、特に米国金利の変動に影響を受けますが、新興国の金利等の影響を受ける場合もあります。

また、組入債券の残存期間や利率等も価格変動に影響を与えます。例えば、金利水準の低下を見込んで残存期間が長い債券の組入比率を大きくしている場合等には、金利変動に対

する債券価格の感応度が高くなり、ファンドの基準価額の変動は大きくなります。

② 信用リスク（デフォルト・リスク）

債券発行国の債務返済能力等の変化等による格付け（信用度）の変更や変更の可能性などにより債券価格が大きく変動し、ファンドの基準価額も大きく変動する場合があります。

一般的に、新興国が発行する債券は、先進国が発行する債券と比較して、デフォルト（債務不履行および支払遅延）が生じるリスクが高いと考えられます。デフォルトが生じた場合または予想される場合には、債券価格は大きく下落する可能性があります。なお、このような場合には流動性が大幅に低下し、機動的な売買が行えないことがあります。

③ カントリー・リスク

債券の発行国の政治や経済、社会情勢等の変化（カントリー・リスク）により金融・証券市場が混乱して、債券価格が大きく変動する可能性があります。

新興国のカントリー・リスクとしては主に以下の点が挙げられます。

a. 先進国と比較して経済が一般的に脆弱であると考えられ、経済成長率やインフレ率等の経済状況が著しく変化する可能性があります。

b. 政治不安や社会不安、他国との外交関係の悪化により海外からの投資に対する規制導入等の可能性があります。

c. 海外との資金移動に関する規制導入等の可能性があります。

d. 先進国とは情報開示に係る制度や慣習等が異なる場合があります。

この結果、新興国債券への投資が著しく悪影響を受ける可能性があります。

④ 流動性リスク

有価証券等を売却あるいは購入しようとする際に、買い需要がなく売却不可能、あるいは売り供給がなく購入不可能等となるリスクのことをいいます。例えば、市況動向や有価証券等の流通量等の状況、あるいはファンドの解約金額の規模によっては、組入有価証券等を市場実勢より低い価格で売却しなければならないケースが考えられ、この場合にはファンドの基準価額の下落要因となります。

一般的に、新興国の債券は、高格付けの債券と比較して市場規模や証券取引量が小さく、投資環境によっては機動的な売買が行えないことがあります。

⑤ 為替変動リスク

ファンドは、主に米ドル建の有価証券に投資していますので（ただし、これらに限定されるものではありません。）、為替変動リスクが生じます。これら外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減をはかりますが、設定や解約等の資金動向、為替ヘッジのタイミングおよび範囲、ならびに市況動向等の要因により、完全に為替変動リスクを排除することはできません。

また、為替ヘッジを行うにあたり、ヘッジコストが発生する場合があります。円金利がヘッジ対象となる外貨建資産の通貨の金利より低い場合、円とヘッジ対象となる外貨建資産の通貨との金利差相当分のヘッジコストがかかることにご留意ください。ただし、為替市場の状況によっては、金利差相当分以上のヘッジコストとなる場合があります。

⑥ カウンターパーティー・リスク（取引相手先の決済不履行リスク）

証券取引、為替取引等の相対取引においては、取引相手先の決済不履行リスクが伴います。

⑦ ファミリーファンド方式による基準価額変動リスク

同じマザーファンドに投資する他のファンドの資金動向による影響を受け、ファンドの基準価額が変動することがあります。

⑧ ベンチマークについての留意点

「J.P. Morgan EMBI Global Diversified（円ヘッジあり・円ベース）」をベンチマークとしますが、ファンドがベンチマークを上回る投資成果をあげることを保証するものではありません。

⑨ 運用指図の権限委託に係る留意点

委託会社は、運用指図の権限委託を受けた者が、法律に違反した場合、マザーファンドの信託約款に違反した場合、故意または重大な過失により信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等には、この委託を中止または委託の内容を変更することができます。また、運用指図の権限委託を受けた者は、この権限の受託を中止することができます。

なお、前記による中止の場合、委託会社は、新たに同等の能力を有すると認められる第三者に運用の指図に関する権限を委託すること、およびマザーファンドの名称を変更することができます。

⑩ その他の主な留意点

a. 受益者によるファンドの一部解約請求額が追加設定額を大きく上回った場合には、解約資金を手当てするために保有債券を大量に売却しなければならないことがあります。その結果、ファンドの基準価額が大きく変動することがあります。

b. 受益権の総口数が当初設定に係る受益権総口数の10分の1または10億口を下ることとなった場合等には、信託期間中であっても償還されることがあります。

c. 法令、税制および会計制度等は、今後変更される可能性があります。

d. 信託財産の資金管理を円滑に行うため、原則として1日1件5億円を超える換金はいえないものとします。

なお、販売会社によってはスイッチングを取扱う場合があります。その場合の換金についても同様とします。

e. 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。

(2) 投資リスクに対する管理体制

委託会社では、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うとともに運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っています。

また、定期的開催されるリスク管理に関する会議体等において、それらの状況の報告を行うほか、必要に応じて改善策を審議しています。この内容は運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。

具体的な、投資リスクに対するリスク管理体制は以下の通りです。

① トレーディング担当部署

有価証券等の売買執行および発注に係る法令等の遵守および監視・牽制を行います。

② コンプライアンス担当部署

法令上の禁止行為、約款の投資制限等のモニタリングを通じ、法令等遵守状況を把握・管理し、必要に応じて改善の指導を行います。

③ リスク管理担当部署

運用リスク全般の状況をモニタリング・管理するとともに、運用実績の分析および評価を行い、必要に応じて改善策等を提言します。また、事務・情報資産・その他のリスクの統括的管理を行っています。

④ 内部監査担当部署

委託会社のすべての業務から独立した立場より、リスク管理体制の適切性および有効性について評価を行い、改善策の提案等を通して、リスク管理機能の維持・向上をはかります。

<流動性リスクに対する管理体制>

流動性リスクは、運用部門で市場の流動性の把握に努め、投資対象・売買数量等を適切に選択することによりコントロールしています。また、運用部門から独立したリスク管理担当部署においても流動性についての情報収集や分析・管理を行い、この結果はリスク管理に関する会議体等に報告されます。

＊組織変更等により、前記の名称および内容は変更となる場合があります。

〔再委託先の管理体制〕

リスク管理およびコンプライアンスの機能は、運用部門から独立したコンプライアンス、オペレーション・リスクおよびプロダクト管理部門等によって実施しております。同部門により、全てのファンドについて投資ガイドライン違反やリスク管理指標からの逸脱がないかどうかのチェックを行なっています。

また、このほかに、投資ガイドラインなどに関するチェックの機能としては、コンプライアンス・スクリーニング・システムにより売買執行前および執行後のモニタリングを行いチェックします。

〔委託会社における再委託先に対する確認体制〕

委託会社と再委託先の間で、再委託先がファンド運用コンセプトを維持し、適切に投資リスク管理が図られるよう運用指図権限委託契約として委託内容を定めています。また、委託会社は再委託先に対し定期的に書面による調査等を実施し、投資リスクに対する管理体制の確認を行っています。

また、再委託先からの定期的なデータ還元を受け、ファンドのリスクの運営状況の確認を行っているほか、委託会社自身でもモニタリングし、投資リスクを管理しています。

■ 代表的な資産クラスとの騰落率の比較等

下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。



- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率は、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

代表的な資産クラスの指数について

資産クラス	指数名	注記等
日本株	東証株価指数(TOPIX) (配当込み)	東証株価指数(TOPIX)(配当込み)とは、東京証券取引所第一部に上場する内国普通株式全銘柄を対象として算出した指数で、わが国の株式市場全体の値動きを表す株価指数です。TOPIXに関する知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。東京証券取引所は、TOPIXの算出もしくは公表の方法の変更、TOPIXの算出もしくは公表の停止またはTOPIXの商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス (配当込み)	MSCIコクサイ・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。また、MSCIコクサイ・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。また、MSCIエマージング・マーケット・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
日本国債	NOMURA-BPI(国債)	NOMURA-BPI(国債)とは、野村證券株式会社が発表しているわが国の代表的な国債パフォーマンス・インデックスで、NOMURA-BPI(総合)のサブインデックスです。当該指数の知的財産権およびその他一切の権利は同社に帰属します。なお、同社は、当該指数の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、当該指数を用いて運用されるファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本)	FTSE世界国債インデックス(除く日本)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイドとは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが算出し公表している指数で、現地通貨建てのエマージング債市場の代表的なインデックスです。現地通貨建てのエマージング債のうち、投資規制の有無や、発行規模等を考慮して選ばれた銘柄により構成されています。当該指数の著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。

(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

申込価額（発行価格）×3.30%（税抜 3.00%）を上限として販売会社が定める手数料率
申込手数料は販売会社にご確認ください。

申込みには分配金受取コース（一般コース）と分配金再投資コース（自動けいぞくコース）が

あり、分配金再投資コース（自動けいぞくコース）の場合、再投資される収益分配金については、申込手数料はかかりません。

※申込手数料の対価として提供する役務の内容は、ファンドおよび投資環境の説明・情報提供、購入に関する事務手続等です。

（２）【換金（解約）手数料】

かかりません。

ただし、信託財産留保額として、解約の受付日の翌営業日の基準価額の0.5%が差引かれます。

※換金（解約）手数料の対価として提供する役務の内容は、商品の換金に関する事務手続等です。

（３）【信託報酬等】

- ① a. 信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に、年1.7270%（税抜1.5700%）の率を乗じて得た額とし、日々ファンドの基準価額に反映されます。信託報酬は消費税等相当額を含みます。

1万口当たりの信託報酬：保有期間中の平均基準価額×信託報酬率×（保有日数／365）

※上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。

- b. 信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

- ② 信託報酬の各支払先への配分（税抜）は、以下の通りです。

支払先	配分（税抜）	対価として提供する役務の内容
委託会社	0.9000%	ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等
販売会社	0.6000%	交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等
受託会社	0.0700%	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等

※ 上記信託報酬には、別途消費税等相当額がかかります。

なお、委託会社の信託報酬には、再委託先への投資顧問報酬が含まれます。

マザーファンドの再委託先が受ける報酬は、委託会社が受ける報酬から、原則として毎年2・8月の5日（休業日の場合は翌営業日）およびマザーファンドの償還時から3ヵ月以内に支払われ、その報酬額は、マザーファンドの計算期間を通じて毎日、マザーファンドの純資産総額に、段階的に定められた年率（上限0.55%）をかけた額とします。

（４）【その他の手数料等】

- ・信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息、借入を行う場合の借入金の利息および借入れに関する品借料は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- ・信託財産に係る監査費用（消費税等相当額を含みます。）は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に一定率を乗じて得た額とし、信託財産中から支弁します。支弁時期は信託報酬と同様です。
- ・信託財産（投資している投資信託を含みます。）の組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等（消費税等相当額を含みます。）、先物取引・オプション取引等に要する費用および外貨建資産の保管等に要する費用についても信託財産が負担するものとします。

※売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。

（注）手数料等については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。なお、ファンドが負担する費用（手数料等）の支払い実績は、交付運用報告書に開示されていますのでご参照ください。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

①個人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の譲渡益については、次の通り課税されます。

１．収益分配金の課税

普通分配金が配当所得として課税されます。元本払戻金（特別分配金）は課税されません。

原則として、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率で源泉徴収（申告不要）されます。なお、確定申告を行い、総合課税（配当控除は適用されません。）・申告分離課税を選択することもできます。

２．解約時および償還時の課税

解約価額および償還価額から取得費（申込手数料（税込）を含みます。）を控除した利益（譲渡益）が譲渡所得とみなされて課税されます。

20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。

特定口座（源泉徴収選択口座）を利用する場合、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率で源泉徴収され、原則として、申告は不要です。

解約時および償還時の損失（譲渡損）については、確定申告により収益分配金を含む上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）との損益通算が可能となる仕組みがあります。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

※公募株式投資信託は税法上、「NISA（少額投資非課税制度）およびジュニアNISA（未成年者少額投資非課税制度）」の適用対象です。NISAおよびジュニアNISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。他の口座で生じた配当所得・譲渡所得との損益通算はできません。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

②法人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、配当所得として15.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%）の税率で源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。なお、益金不算入制度の適用はありません。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

※2020年1月1日以降の分配時において、外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

◇個別元本について

①受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料（税込）は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

②受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合や、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合等は、個別元本の算出方法が異なる場合があります。

③受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

す。

◇収益分配金について

受益者が収益分配金を受け取る際、①当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、②当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

※上記は2019年8月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

※課税上の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

【エマージング・ソブリン・オープン（毎月決算型）為替ヘッジあり】

（１）【投資状況】

令和 1年 8月30日現在

（単位：円）

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	21,052,171,787	98.76
コール・ローン、その他資産 （負債控除後）	—	263,407,224	1.24
純資産総額		21,315,579,011	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位 30 銘柄

令和 1年 8月30日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託受益証券	エマージング・ソブリン・オープン マザーファンド	5,914,860,583	3.5448	20,966,997,795	3.5592	21,052,171,787	98.76

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

令和 1年 8月30日現在

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	98.76
合計	98.76

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

下記計算期間末日および令和1年8月末日、同日前１年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

（単位：円）

	純資産総額		基準価額 (1万口当たりの純資産価額)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第5計算期間末日（平成21年 9月 7日）	305,749,881	306,937,548	11,585	11,630
第6計算期間末日（平成21年10月 5日）	327,778,893	329,277,794	12,027	12,082
第7計算期間末日（平成21年11月 5日）	346,877,908	348,476,701	11,933	11,988
第8計算期間末日（平成21年12月 7日）	337,873,925	339,415,553	12,054	12,109
第9計算期間末日（平成22年 1月 5日）	352,317,124	353,917,593	12,107	12,162
第10計算期間末日（平成22年 2月 5日）	331,065,546	333,544,968	12,017	12,107
第11計算期間末日（平成22年 3月 5日）	534,633,581	538,578,623	12,197	12,287
第12計算期間末日（平成22年 4月 5日）	899,629,796	906,163,046	12,393	12,483
第13計算期間末日（平成22年 5月 6日）	1,146,811,550	1,155,238,724	12,248	12,338
第14計算期間末日（平成22年 6月 7日）	1,298,351,864	1,308,071,702	12,022	12,112
第15計算期間末日（平成22年 7月 5日）	1,403,638,179	1,414,045,727	12,138	12,228
第16計算期間末日（平成22年 8月 5日）	1,785,765,077	1,798,467,621	12,652	12,742
第17計算期間末日（平成22年 9月 6日）	1,994,744,717	2,011,189,414	12,737	12,842
第18計算期間末日（平成22年10月 5日）	2,685,609,076	2,707,647,374	12,795	12,900
第19計算期間末日（平成22年11月 5日）	3,047,793,259	3,072,343,959	13,035	13,140
第20計算期間末日（平成22年12月 6日）	3,152,423,056	3,178,865,310	12,518	12,623
第21計算期間末日（平成23年 1月 5日）	2,818,301,046	2,842,238,213	12,362	12,467
第22計算期間末日（平成23年 2月 7日）	3,553,636,033	3,584,448,729	12,110	12,215
第23計算期間末日（平成23年 3月 7日）	4,136,284,707	4,172,323,244	12,051	12,156
第24計算期間末日（平成23年 4月 5日）	5,023,488,601	5,067,168,947	12,076	12,181
第25計算期間末日（平成23年 5月 6日）	5,908,308,191	5,959,673,631	12,078	12,183

第26計算期間末日	(平成23年 6月 6日)	6,866,710,753	6,926,216,425	12,117	12,222
第27計算期間末日	(平成23年 7月 5日)	8,033,038,490	8,102,895,314	12,074	12,179
第28計算期間末日	(平成23年 8月 5日)	9,846,463,573	9,930,794,852	12,260	12,365
第29計算期間末日	(平成23年 9月 5日)	11,467,592,863	11,567,062,179	12,105	12,210
第30計算期間末日	(平成23年10月 5日)	11,311,186,808	11,415,804,246	11,353	11,458
第31計算期間末日	(平成23年11月 7日)	13,166,789,939	13,282,752,753	11,922	12,027
第32計算期間末日	(平成23年12月 5日)	14,119,816,013	14,246,893,319	11,667	11,772
第33計算期間末日	(平成24年 1月 5日)	16,596,931,657	16,746,724,644	11,634	11,739
第34計算期間末日	(平成24年 2月 6日)	19,051,397,626	19,221,031,779	11,792	11,897
第35計算期間末日	(平成24年 3月 5日)	24,360,379,177	24,574,026,389	11,972	12,077
第36計算期間末日	(平成24年 4月 5日)	31,239,142,451	31,516,613,383	11,821	11,926
第37計算期間末日	(平成24年 5月 7日)	35,705,289,959	36,019,448,690	11,934	12,039
第38計算期間末日	(平成24年 6月 5日)	38,094,571,941	38,442,571,119	11,494	11,599
第39計算期間末日	(平成24年 7月 5日)	43,434,462,997	43,819,438,223	11,847	11,952
第40計算期間末日	(平成24年 8月 6日)	50,434,828,148	50,871,548,435	12,126	12,231
第41計算期間末日	(平成24年 9月 5日)	59,143,998,823	59,656,880,278	12,108	12,213
第42計算期間末日	(平成24年10月 5日)	74,440,274,233	75,080,388,782	12,211	12,316
第43計算期間末日	(平成24年11月 5日)	104,795,127,172	105,700,411,244	12,155	12,260
第44計算期間末日	(平成24年12月 5日)	155,727,689,083	157,072,597,677	12,158	12,263
第45計算期間末日	(平成25年 1月 7日)	206,741,349,326	208,534,187,999	12,108	12,213
第46計算期間末日	(平成25年 2月 5日)	234,283,931,476	236,374,577,742	11,767	11,872
第47計算期間末日	(平成25年 3月 5日)	239,572,471,335	241,721,329,519	11,706	11,811
第48計算期間末日	(平成25年 4月 5日)	234,950,312,624	237,066,667,759	11,657	11,762
第49計算期間末日	(平成25年 5月 7日)	229,094,677,247	231,132,552,890	11,804	11,909
第50計算期間末日	(平成25年 6月 5日)	206,914,670,767	208,856,767,329	11,187	11,292
第51計算期間末日	(平成25年 7月 5日)	184,164,216,506	185,984,000,888	10,626	10,731
第52計算期間末日	(平成25年 8月 5日)	171,950,370,492	173,663,388,032	10,540	10,645
第53計算期間末日	(平成25年 9月 5日)	156,576,823,185	158,203,537,427	10,107	10,212
第54計算期間末日	(平成25年10月 7日)	152,343,423,801	153,885,027,185	10,376	10,481
第55計算期間末日	(平成25年11月 5日)	150,115,690,223	151,628,640,293	10,418	10,523
第56計算期間末日	(平成25年12月 5日)	141,356,963,910	142,825,037,536	10,110	10,215
第57計算期間末日	(平成26年 1月 6日)	136,621,836,583	138,037,672,196	10,132	10,237
第58計算期間末日	(平成26年 2月 5日)	130,389,880,996	131,759,991,997	9,993	10,098
第59計算期間末日	(平成26年 3月 5日)	127,452,820,882	128,775,658,022	10,117	10,222
第60計算期間末日	(平成26年 4月 7日)	122,557,334,451	123,823,657,517	10,162	10,267
第61計算期間末日	(平成26年 5月 7日)	120,302,429,971	121,543,321,207	10,180	10,285
第62計算期間末日	(平成26年 6月 5日)	118,593,804,288	119,806,823,819	10,266	10,371
第63計算期間末日	(平成26年 7月 7日)	115,622,579,010	116,809,415,176	10,229	10,334
第64計算期間末日	(平成26年 8月 5日)	112,492,422,225	113,269,514,819	10,133	10,203
第65計算期間末日	(平成26年 9月 5日)	103,174,395,074	103,883,043,885	10,192	10,262
第66計算期間末日	(平成26年10月 6日)	93,714,423,103	94,374,944,586	9,932	10,002
第67計算期間末日	(平成26年11月 5日)	89,506,745,636	90,134,354,686	9,983	10,053

第68計算期間末日	(平成26年12月 5日)	84,208,487,736	84,800,744,158	9,953	10,023
第69計算期間末日	(平成27年 1月 5日)	79,148,352,843	79,714,572,073	9,785	9,855
第70計算期間末日	(平成27年 2月 5日)	75,983,096,229	76,522,566,524	9,859	9,929
第71計算期間末日	(平成27年 3月 5日)	72,515,375,154	73,032,745,789	9,811	9,881
第72計算期間末日	(平成27年 4月 6日)	69,147,457,612	69,642,020,194	9,787	9,857
第73計算期間末日	(平成27年 5月 7日)	64,956,260,682	65,424,300,066	9,715	9,785
第74計算期間末日	(平成27年 6月 5日)	61,600,872,783	62,053,416,477	9,528	9,598
第75計算期間末日	(平成27年 7月 6日)	58,828,209,874	59,266,552,001	9,394	9,464
第76計算期間末日	(平成27年 8月 5日)	56,670,975,674	57,097,505,555	9,301	9,371
第77計算期間末日	(平成27年 9月 7日)	53,610,710,937	54,021,560,392	9,134	9,204
第78計算期間末日	(平成27年10月 5日)	51,255,090,896	51,653,195,772	9,012	9,082
第79計算期間末日	(平成27年11月 5日)	50,965,766,066	51,355,302,709	9,159	9,229
第80計算期間末日	(平成27年12月 7日)	48,209,651,541	48,585,339,577	8,983	9,053
第81計算期間末日	(平成28年 1月 5日)	46,149,438,288	46,515,501,665	8,825	8,895
第82計算期間末日	(平成28年 2月 5日)	44,779,956,361	44,984,991,165	8,736	8,776
第83計算期間末日	(平成28年 3月 7日)	44,478,313,117	44,677,389,188	8,937	8,977
第84計算期間末日	(平成28年 4月 5日)	43,747,678,209	43,941,117,730	9,046	9,086
第85計算期間末日	(平成28年 5月 6日)	42,589,524,168	42,776,755,167	9,099	9,139
第86計算期間末日	(平成28年 6月 6日)	41,310,749,166	41,491,950,165	9,119	9,159
第87計算期間末日	(平成28年 7月 5日)	40,662,314,414	40,837,297,633	9,295	9,335
第88計算期間末日	(平成28年 8月 5日)	39,492,494,729	39,660,530,479	9,401	9,441
第89計算期間末日	(平成28年 9月 5日)	38,881,407,809	39,045,098,516	9,501	9,541
第90計算期間末日	(平成28年10月 5日)	38,065,486,703	38,225,110,146	9,539	9,579
第91計算期間末日	(平成28年11月 7日)	36,507,050,463	36,663,043,785	9,361	9,401
第92計算期間末日	(平成28年12月 5日)	34,087,183,850	34,239,460,032	8,954	8,994
第93計算期間末日	(平成29年 1月 5日)	33,488,383,728	33,635,478,267	9,107	9,147
第94計算期間末日	(平成29年 2月 6日)	32,970,850,118	33,114,934,525	9,153	9,193
第95計算期間末日	(平成29年 3月 6日)	32,358,674,348	32,499,505,821	9,191	9,231
第96計算期間末日	(平成29年 4月 5日)	31,799,829,960	31,937,992,850	9,206	9,246
第97計算期間末日	(平成29年 5月 8日)	31,634,735,534	31,771,098,912	9,280	9,320
第98計算期間末日	(平成29年 6月 5日)	31,239,468,184	31,373,354,396	9,333	9,373
第99計算期間末日	(平成29年 7月 5日)	30,425,470,924	30,557,334,044	9,229	9,269
第100計算期間末日	(平成29年 8月 7日)	30,361,385,222	30,491,830,050	9,310	9,350
第101計算期間末日	(平成29年 9月 5日)	30,291,147,051	30,420,308,688	9,381	9,421
第102計算期間末日	(平成29年10月 5日)	29,856,072,252	29,983,881,604	9,344	9,384
第103計算期間末日	(平成29年11月 6日)	29,405,863,898	29,532,422,843	9,294	9,334
第104計算期間末日	(平成29年12月 5日)	28,860,362,410	28,985,354,013	9,236	9,276
第105計算期間末日	(平成30年 1月 5日)	28,659,966,096	28,783,725,111	9,263	9,303
第106計算期間末日	(平成30年 2月 5日)	28,084,925,778	28,207,782,593	9,144	9,184
第107計算期間末日	(平成30年 3月 5日)	27,235,627,222	27,357,503,263	8,939	8,979
第108計算期間末日	(平成30年 4月 5日)	26,824,283,614	26,944,878,206	8,897	8,937
第109計算期間末日	(平成30年 5月 7日)	25,720,729,235	25,840,349,249	8,601	8,641

第110計算期間末日	（平成30年 6月 5日）	25,287,400,346	25,405,391,801	8,573	8,613
第111計算期間末日	（平成30年 7月 5日）	24,468,092,140	24,583,945,538	8,448	8,488
第112計算期間末日	（平成30年 8月 6日）	24,435,425,604	24,550,018,509	8,529	8,569
第113計算期間末日	（平成30年 9月 5日）	23,421,083,887	23,533,966,854	8,299	8,339
第114計算期間末日	（平成30年10月 5日）	23,307,654,111	23,419,227,465	8,356	8,396
第115計算期間末日	（平成30年11月 5日）	22,540,823,735	22,650,783,043	8,200	8,240
第116計算期間末日	（平成30年12月 5日）	21,977,561,831	22,086,146,778	8,096	8,136
第117計算期間末日	（平成31年 1月 7日）	21,774,989,461	21,882,335,210	8,114	8,154
第118計算期間末日	（平成31年 2月 5日）	22,101,121,471	22,207,435,774	8,315	8,355
第119計算期間末日	（平成31年 3月 5日）	21,922,244,991	22,027,922,921	8,298	8,338
第120計算期間末日	（平成31年 4月 5日）	21,849,857,209	21,954,254,810	8,372	8,412
第121計算期間末日	（令和 1年 5月 7日）	21,378,196,589	21,480,845,628	8,331	8,371
第122計算期間末日	（令和 1年 6月 5日）	21,111,676,456	21,213,782,167	8,271	8,311
第123計算期間末日	（令和 1年 7月 5日）	21,623,904,309	21,725,581,665	8,507	8,547
第124計算期間末日	（令和 1年 8月 5日）	21,371,104,189	21,472,267,046	8,450	8,490
平成30年 8月末日		23,781,435,685	—	8,409	—
9月末日		23,773,763,421	—	8,486	—
10月末日		22,625,921,788	—	8,223	—
11月末日		21,959,827,353	—	8,069	—
12月末日		21,767,753,240	—	8,101	—
平成31年 1月末日		22,045,984,555	—	8,276	—
2月末日		22,144,578,314	—	8,368	—
3月末日		21,883,008,647	—	8,367	—
4月末日		21,392,676,942	—	8,333	—
令和 1年 5月末日		21,217,856,135	—	8,304	—
6月末日		21,599,026,211	—	8,478	—
7月末日		21,549,989,052	—	8,509	—
8月末日		21,315,579,011	—	8,449	—

②【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第5計算期間	45円
第6計算期間	55円
第7計算期間	55円
第8計算期間	55円
第9計算期間	55円
第10計算期間	90円
第11計算期間	90円
第12計算期間	90円
第13計算期間	90円

第14計算期間	90円
第15計算期間	90円
第16計算期間	90円
第17計算期間	105円
第18計算期間	105円
第19計算期間	105円
第20計算期間	105円
第21計算期間	105円
第22計算期間	105円
第23計算期間	105円
第24計算期間	105円
第25計算期間	105円
第26計算期間	105円
第27計算期間	105円
第28計算期間	105円
第29計算期間	105円
第30計算期間	105円
第31計算期間	105円
第32計算期間	105円
第33計算期間	105円
第34計算期間	105円
第35計算期間	105円
第36計算期間	105円
第37計算期間	105円
第38計算期間	105円
第39計算期間	105円
第40計算期間	105円
第41計算期間	105円
第42計算期間	105円
第43計算期間	105円
第44計算期間	105円
第45計算期間	105円
第46計算期間	105円
第47計算期間	105円
第48計算期間	105円
第49計算期間	105円
第50計算期間	105円
第51計算期間	105円
第52計算期間	105円
第53計算期間	105円
第54計算期間	105円
第55計算期間	105円

第56計算期間	105円
第57計算期間	105円
第58計算期間	105円
第59計算期間	105円
第60計算期間	105円
第61計算期間	105円
第62計算期間	105円
第63計算期間	105円
第64計算期間	70円
第65計算期間	70円
第66計算期間	70円
第67計算期間	70円
第68計算期間	70円
第69計算期間	70円
第70計算期間	70円
第71計算期間	70円
第72計算期間	70円
第73計算期間	70円
第74計算期間	70円
第75計算期間	70円
第76計算期間	70円
第77計算期間	70円
第78計算期間	70円
第79計算期間	70円
第80計算期間	70円
第81計算期間	70円
第82計算期間	40円
第83計算期間	40円
第84計算期間	40円
第85計算期間	40円
第86計算期間	40円
第87計算期間	40円
第88計算期間	40円
第89計算期間	40円
第90計算期間	40円
第91計算期間	40円
第92計算期間	40円
第93計算期間	40円
第94計算期間	40円
第95計算期間	40円
第96計算期間	40円
第97計算期間	40円

第98計算期間	40円
第99計算期間	40円
第100計算期間	40円
第101計算期間	40円
第102計算期間	40円
第103計算期間	40円
第104計算期間	40円
第105計算期間	40円
第106計算期間	40円
第107計算期間	40円
第108計算期間	40円
第109計算期間	40円
第110計算期間	40円
第111計算期間	40円
第112計算期間	40円
第113計算期間	40円
第114計算期間	40円
第115計算期間	40円
第116計算期間	40円
第117計算期間	40円
第118計算期間	40円
第119計算期間	40円
第120計算期間	40円
第121計算期間	40円
第122計算期間	40円
第123計算期間	40円
第124計算期間	40円

③【収益率の推移】

	収益率（％）
第5計算期間	1.78
第6計算期間	4.29
第7計算期間	△0.32
第8計算期間	1.47
第9計算期間	0.89
第10計算期間	0.00
第11計算期間	2.24
第12計算期間	2.34
第13計算期間	△0.44
第14計算期間	△1.11

第15計算期間	1.71
第16計算期間	4.97
第17計算期間	1.50
第18計算期間	1.27
第19計算期間	2.69
第20計算期間	△3.16
第21計算期間	△0.40
第22計算期間	△1.18
第23計算期間	0.37
第24計算期間	1.07
第25計算期間	0.88
第26計算期間	1.19
第27計算期間	0.51
第28計算期間	2.41
第29計算期間	△0.40
第30計算期間	△5.34
第31計算期間	5.93
第32計算期間	△1.25
第33計算期間	0.61
第34計算期間	2.26
第35計算期間	2.41
第36計算期間	△0.38
第37計算期間	1.84
第38計算期間	△2.80
第39計算期間	3.98
第40計算期間	3.24
第41計算期間	0.71
第42計算期間	1.71
第43計算期間	0.40
第44計算期間	0.88
第45計算期間	0.45
第46計算期間	△1.94
第47計算期間	0.37
第48計算期間	0.47
第49計算期間	2.16
第50計算期間	△4.33
第51計算期間	△4.07
第52計算期間	0.17
第53計算期間	△3.11
第54計算期間	3.70
第55計算期間	1.41
第56計算期間	△1.94

第57計算期間	1.25
第58計算期間	△0.33
第59計算期間	2.29
第60計算期間	1.48
第61計算期間	1.21
第62計算期間	1.87
第63計算期間	0.66
第64計算期間	△0.25
第65計算期間	1.27
第66計算期間	△1.86
第67計算期間	1.21
第68計算期間	0.40
第69計算期間	△0.98
第70計算期間	1.47
第71計算期間	0.22
第72計算期間	0.46
第73計算期間	△0.02
第74計算期間	△1.20
第75計算期間	△0.67
第76計算期間	△0.24
第77計算期間	△1.04
第78計算期間	△0.56
第79計算期間	2.40
第80計算期間	△1.15
第81計算期間	△0.97
第82計算期間	△0.55
第83計算期間	2.75
第84計算期間	1.66
第85計算期間	1.02
第86計算期間	0.65
第87計算期間	2.36
第88計算期間	1.57
第89計算期間	1.48
第90計算期間	0.82
第91計算期間	△1.44
第92計算期間	△3.92
第93計算期間	2.15
第94計算期間	0.94
第95計算期間	0.85
第96計算期間	0.59
第97計算期間	1.23
第98計算期間	1.00

第99計算期間	△0.68
第100計算期間	1.31
第101計算期間	1.19
第102計算期間	0.03
第103計算期間	△0.10
第104計算期間	△0.19
第105計算期間	0.72
第106計算期間	△0.85
第107計算期間	△1.80
第108計算期間	△0.02
第109計算期間	△2.87
第110計算期間	0.13
第111計算期間	△0.99
第112計算期間	1.43
第113計算期間	△2.22
第114計算期間	1.16
第115計算期間	△1.38
第116計算期間	△0.78
第117計算期間	0.71
第118計算期間	2.97
第119計算期間	0.27
第120計算期間	1.37
第121計算期間	△0.01
第122計算期間	△0.24
第123計算期間	3.33
第124計算期間	△0.19

（注）「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を控除した額を当該基準価額（分配落の額）で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

（４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第5計算期間	41,533,192	102,861,520	263,926,204
第6計算期間	44,798,894	36,197,466	272,527,632
第7計算期間	41,626,496	23,464,327	290,689,801
第8計算期間	27,356,217	37,749,841	280,296,177
第9計算期間	11,730,021	1,031,692	290,994,506
第10計算期間	307,667	15,810,795	275,491,378
第11計算期間	175,786,291	12,939,631	438,338,038
第12計算期間	288,066,620	487,979	725,916,679
第13計算期間	236,461,229	26,025,136	936,352,772
第14計算期間	143,950,607	321,285	1,079,982,094

第15計算期間	105,116,965	28,704,836	1,156,394,223
第16計算期間	286,011,715	31,012,150	1,411,393,788
第17計算期間	316,013,539	161,245,679	1,566,161,648
第18計算期間	601,906,403	69,182,509	2,098,885,542
第19計算期間	455,602,300	216,325,844	2,338,161,998
第20計算期間	405,601,268	225,453,271	2,518,309,995
第21計算期間	262,516,546	501,096,299	2,279,730,242
第22計算期間	777,933,500	123,121,175	2,934,542,567
第23計算期間	607,564,389	109,865,261	3,432,241,695
第24計算期間	810,470,179	82,678,906	4,160,032,968
第25計算期間	940,156,688	208,242,961	4,891,946,695
第26計算期間	892,555,215	117,294,986	5,667,206,924
第27計算期間	1,053,264,205	67,440,252	6,653,030,877
第28計算期間	1,638,060,105	259,540,559	8,031,550,423
第29計算期間	1,702,341,455	260,623,651	9,473,268,227
第30計算期間	761,705,525	271,408,196	9,963,565,556
第31計算期間	1,198,867,137	118,355,139	11,044,077,554
第32計算期間	1,244,954,260	186,431,182	12,102,600,632
第33計算期間	2,243,774,423	80,376,225	14,265,998,830
第34計算期間	2,161,064,226	271,429,369	16,155,633,687
第35計算期間	4,333,980,783	142,260,934	20,347,353,536
第36計算期間	6,748,025,377	669,575,837	26,425,803,076
第37計算期間	3,857,855,820	363,779,676	29,919,879,220
第38計算期間	3,942,921,085	720,021,397	33,142,778,908
第39計算期間	4,530,380,163	1,008,851,752	36,664,307,319
第40計算期間	7,768,286,485	2,840,185,515	41,592,408,289
第41計算期間	11,735,312,338	4,481,867,680	48,845,852,947
第42計算期間	17,454,098,117	5,336,660,632	60,963,290,432
第43計算期間	29,207,022,500	3,952,782,196	86,217,530,736
第44計算期間	45,382,824,961	3,513,822,848	128,086,532,849
第45計算期間	46,005,160,281	3,345,152,780	170,746,540,350
第46計算期間	34,307,071,857	5,944,443,925	199,109,168,282
第47計算期間	16,473,543,124	10,929,550,982	204,653,160,424
第48計算期間	13,465,154,700	16,560,683,177	201,557,631,947
第49計算期間	8,103,595,882	15,577,833,167	194,083,394,662
第50計算期間	9,147,021,953	18,268,839,199	184,961,577,416
第51計算期間	4,193,162,802	15,841,941,848	173,312,798,370
第52計算期間	1,756,926,106	11,925,196,799	163,144,527,677
第53計算期間	3,991,154,041	12,210,515,793	154,925,165,925
第54計算期間	3,402,511,849	11,508,307,786	146,819,369,988
第55計算期間	4,141,163,626	6,870,050,734	144,090,482,880
第56計算期間	4,249,448,398	8,523,395,434	139,816,535,844

第57計算期間	3,166,161,242	8,141,210,041	134,841,487,045
第58計算期間	2,909,011,385	7,263,736,340	130,486,762,090
第59計算期間	1,348,275,969	5,850,548,471	125,984,489,588
第60計算期間	1,763,223,624	7,145,516,408	120,602,196,804
第61計算期間	2,291,412,881	4,713,491,958	118,180,117,727
第62計算期間	2,202,435,599	4,856,883,676	115,525,669,650
第63計算期間	2,585,786,571	5,079,440,352	113,032,015,869
第64計算期間	1,959,965,652	3,978,753,720	111,013,227,801
第65計算期間	707,620,886	10,485,304,249	101,235,544,438
第66計算期間	408,304,251	7,283,636,725	94,360,211,964
第67計算期間	304,198,363	5,005,974,519	89,658,435,808
第68計算期間	819,510,307	5,869,885,767	84,608,060,348
第69計算期間	500,552,972	4,220,151,821	80,888,461,499
第70計算期間	335,953,028	4,157,229,426	77,067,185,101
第71計算期間	271,908,995	3,429,003,263	73,910,090,833
第72計算期間	262,797,734	3,521,091,114	70,651,797,453
第73計算期間	318,462,122	4,107,490,314	66,862,769,261
第74計算期間	385,726,252	2,599,396,327	64,649,099,186
第75計算期間	360,809,421	2,389,604,729	62,620,303,878
第76計算期間	184,480,610	1,871,944,211	60,932,840,277
第77計算期間	257,106,233	2,497,167,188	58,692,779,322
第78計算期間	169,788,586	1,990,442,716	56,872,125,192
第79計算期間	340,638,374	1,564,671,581	55,648,091,985
第80計算期間	178,110,214	2,156,482,656	53,669,719,543
第81計算期間	173,083,517	1,548,034,916	52,294,768,144
第82計算期間	148,941,548	1,185,008,688	51,258,701,004
第83計算期間	85,126,888	1,574,810,011	49,769,017,881
第84計算期間	117,418,129	1,526,555,736	48,359,880,274
第85計算期間	155,522,428	1,707,652,933	46,807,749,769
第86計算期間	156,964,264	1,664,464,100	45,300,249,933
第87計算期間	162,611,944	1,717,056,908	43,745,804,969
第88計算期間	455,638,119	2,192,505,344	42,008,937,744
第89計算期間	384,830,518	1,471,091,508	40,922,676,754
第90計算期間	656,594,383	1,673,410,170	39,905,860,967
第91計算期間	465,154,763	1,372,685,047	38,998,330,683
第92計算期間	251,039,097	1,180,324,140	38,069,045,640
第93計算期間	275,882,894	1,571,293,561	36,773,634,973
第94計算期間	209,966,123	962,499,172	36,021,101,924
第95計算期間	178,899,149	992,132,678	35,207,868,395
第96計算期間	214,167,900	881,313,744	34,540,722,551
第97計算期間	273,346,387	723,224,421	34,090,844,517
第98計算期間	218,371,717	837,663,227	33,471,553,007

第99計算期間	298,497,260	804,270,047	32,965,780,220
第100計算期間	344,063,591	698,636,573	32,611,207,238
第101計算期間	188,639,329	509,437,235	32,290,409,332
第102計算期間	338,642,146	676,713,241	31,952,338,237
第103計算期間	273,577,362	586,179,292	31,639,736,307
第104計算期間	223,307,107	615,142,552	31,247,900,862
第105計算期間	212,251,334	520,398,346	30,939,753,850
第106計算期間	219,150,410	444,700,393	30,714,203,867
第107計算期間	165,014,522	410,208,009	30,469,010,380
第108計算期間	106,358,954	426,721,324	30,148,648,010
第109計算期間	86,719,389	330,363,657	29,905,003,742
第110計算期間	125,382,415	532,522,218	29,497,863,939
第111計算期間	86,324,580	620,838,984	28,963,349,535
第112計算期間	96,520,446	411,643,551	28,648,226,430
第113計算期間	72,446,039	499,930,635	28,220,741,834
第114計算期間	160,603,456	488,006,658	27,893,338,632
第115計算期間	70,931,219	474,442,719	27,489,827,132
第116計算期間	65,395,690	408,986,027	27,146,236,795
第117計算期間	71,511,007	381,310,418	26,836,437,384
第118計算期間	85,571,610	343,433,170	26,578,575,824
第119計算期間	213,716,742	372,809,918	26,419,482,648
第120計算期間	118,974,382	439,056,625	26,099,400,405
第121計算期間	68,501,942	505,642,543	25,662,259,804
第122計算期間	99,959,362	235,791,171	25,526,427,995
第123計算期間	259,766,325	366,855,116	25,419,339,204
第124計算期間	249,257,712	377,882,575	25,290,714,341

（参考）

エマージング・ソブリン・オープン マザーファンド

投資状況

令和 1年 8月30日現在
（単位：円）

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率（％）
国債証券	ロシア	3,294,376,656	5.03
	ハンガリー	3,138,444,526	4.79
	クロアチア	3,015,253,151	4.60
	カタール	2,685,161,459	4.10
	エジプト	2,048,842,612	3.13
	ルーマニア	1,933,416,491	2.95

ドミニカ共和国	1,863,315,601	2.84
トルコ	1,801,929,875	2.75
スリランカ	1,738,725,837	2.65
アゼルバイジャン	1,726,169,018	2.64
サウジアラビア	1,705,113,378	2.60
インドネシア	1,682,135,297	2.57
オマーン	1,537,784,155	2.35
ウクライナ	1,509,194,111	2.30
パナマ	1,390,500,888	2.12
ナイジェリア	1,369,631,597	2.09
セネガル共和国	1,288,044,383	1.97
パラグアイ	1,174,333,244	1.79
エクアドル	1,094,860,764	1.67
ギリシャ	958,348,278	1.46
アラブ首長国連邦	851,042,755	1.30
ガーナ	827,570,155	1.26
コートジボワール	813,034,800	1.24
アルゼンチン	800,693,174	1.22
メキシコ	781,740,068	1.19
アンゴラ共和国	761,020,114	1.16
ケニア	747,196,476	1.14
ヨルダン	633,483,952	0.97
アルメニア共和国	594,515,431	0.91
ジャマイカ	579,305,916	0.88
ガボン共和国	493,044,571	0.75
北マケドニア共和国	457,263,604	0.70
エチオピア連邦	453,084,269	0.69
コロンビア	417,879,149	0.64
南アフリカ	294,137,738	0.45
ホンジュラス	292,240,716	0.45
モロッコ	272,580,852	0.42
チリ	190,543,779	0.29
コスタリカ	185,186,338	0.28
バミューダ	174,366,842	0.27
レバノン	172,419,445	0.26
ベネズエラ	166,077,601	0.25
ブラジル	164,757,929	0.25
ジョージア	164,542,356	0.25
セルビア	155,088,897	0.24
ザンビア	151,212,255	0.23
エルサルバドル	146,777,733	0.22
パプアニューギニア	140,567,123	0.21

	モンゴル国	108,689,431	0.17
	リトアニア	88,532,136	0.14
	小計	49,034,176,926	74.86
特殊債券	チュニジア	665,007,781	1.02
	サウジアラビア	398,228,380	0.61
	イギリス	390,517,707	0.60
	南アフリカ	320,085,522	0.49
	トルコ	105,906,200	0.16
	小計	1,879,745,590	2.87
社債券	英ヴァージン諸島	3,855,930,327	5.89
	メキシコ	1,312,849,054	2.00
	モロッコ	1,053,653,271	1.61
	イスラエル	912,684,242	1.39
	ブラジル	844,711,575	1.29
	カザフスタン	801,977,500	1.22
	チリ	563,524,014	0.86
	アゼルバイジャン	483,507,493	0.74
	ルクセンブルグ	305,229,949	0.47
	アラブ首長国連邦	245,570,903	0.37
	ベネズエラ	215,006,616	0.33
	インドネシア	201,178,574	0.31
	マレーシア	191,879,585	0.29
	コロンビア	103,672,770	0.16
	アルゼンチン	62,003,844	0.09
	小計	11,153,379,717	17.03
コール・ローン、その他資産 （負債控除後）	—	3,435,139,064	5.24
純資産総額		65,502,441,297	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

その他の資産の投資状況

令和 1年 8月30日現在

（単位：円）

資産の種類	建別	国／地域	時価合計	投資比率（％）
債券先物取引	売建	ドイツ	2,546,155,459	△3.89

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

a 評価額上位30銘柄

令和 1年 8月30日現在

国／ 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
ハンガリー	国債証券	6.375 HUNGARY 210329	17,288,000	11,309.82	1,955,241,799	11,322.12	1,957,369,395	6.375000	2021/3/29	2.99
クロアチア	国債証券	6.375 CROATIA 210324	9,885,000	11,271.65	1,114,203,074	11,298.74	1,116,881,323	6.375000	2021/3/24	1.71
ルーマニア	国債証券	5.125 ROMANIA 480615	8,716,000	12,429.20	1,083,329,508	12,424.45	1,082,915,662	5.125000	2048/6/15	1.65
アゼルバイジャン	国債証券	4.75 AZERBAIJAN 240318	9,072,000	11,333.74	1,028,197,097	11,369.02	1,031,397,775	4.750000	2024/3/18	1.57
サウジアラビア	国債証券	4.5 SAUDI INTERNA 461026	7,970,000	11,384.87	907,374,537	12,412.94	989,311,999	4.500000	2046/10/26	1.51
インドネシア	国債証券	4.75 INDONESIA 260108	6,970,000	11,712.66	816,372,957	11,893.22	828,957,611	4.750000	2026/1/8	1.27
ロシア	国債証券	5.1 RUSSIA 350328	6,800,000	11,590.33	788,142,542	12,016.12	817,096,808	5.100000	2035/3/28	1.25
クロアチア	国債証券	6 CROATIA 240126	6,355,000	12,187.82	774,536,373	12,316.67	782,724,809	6.000000	2024/1/26	1.19
スリランカ	国債証券	6.85 SRI LANKA 251103	7,169,000	10,811.56	775,081,362	10,640.81	762,839,834	6.850000	2025/11/3	1.16
英ヴァージン諸島	社債券	4.25 STATE GRID 0 280502	6,310,000	11,802.47	744,736,171	12,057.07	760,801,306	4.250000	2028/5/2	1.16
ロシア	国債証券	4.25 RUSSIA 270623	6,600,000	11,110.37	733,284,982	11,332.11	747,919,485	4.250000	2027/6/23	1.14
ナイジェリア	国債証券	7.875 NIGERIA REP 320216	6,792,000	11,142.60	756,805,483	10,876.21	738,712,845	7.875000	2032/2/16	1.13
パナマ	国債証券	3.87 PANAMA 600723	6,050,000	10,869.56	657,608,743	12,195.09	737,803,517	3.870000	2060/7/23	1.13
カタール	国債証券	5.103 QATAR 480423	5,180,000	12,904.79	668,468,317	14,224.38	736,823,234	5.103000	2048/4/23	1.12
メキシコ	国債証券	4.5 MEXICO 290422	6,177,000	11,386.00	703,313,434	11,779.90	727,644,761	4.500000	2029/4/22	1.11
英ヴァージン諸島	社債券	2.5 SINOPEC GRP 240808	6,585,000	10,614.70	698,978,045	10,763.08	708,748,917	2.500000	2024/8/8	1.08
ロシア	国債証券	4.375 RUSSIA 290321	6,000,000	11,075.84	664,550,573	11,452.48	687,149,263	4.375000	2029/3/21	1.05
ドミニカ共和国	国債証券	6.6 DOMINICAN 240128	5,730,000	11,905.42	682,180,669	11,843.78	678,648,678	6.600000	2024/1/28	1.04
ハンガリー	国債証券	5.75 HUNGARY 231122	5,480,000	12,004.35	657,838,658	12,121.08	664,235,648	5.750000	2023/11/22	1.01
ブラジル	社債券	4.75 BANCO BRAS 240320	5,915,000	11,202.78	662,644,780	11,163.71	660,333,741	4.750000	2024/3/20	1.01
アゼルバイジャン	国債証券	3.5 AZERBAIJAN 320901	5,853,000	10,164.20	594,910,896	10,405.07	609,008,769	3.500000	2032/9/1	0.93
ウクライナ	国債証券	7.375 UKRAINE 320925	5,617,000	10,740.43	603,289,954	10,832.45	608,458,943	7.375000	2032/9/25	0.93
クロアチア	国債証券	6.625 CROATIA 200714	5,479,000	11,047.07	605,269,371	11,043.33	605,064,051	6.625000	2020/7/14	0.92
カタール	国債証券	4 QATAR 290314	4,885,000	11,624.31	567,847,746	12,176.36	594,815,308	4.000000	2029/3/14	0.91
モロッコ	社債券	4.5 OFFICE CHE 251022	5,075,000	11,106.91	563,676,117	11,317.18	574,347,277	4.500000	2025/10/22	0.88
アンゴラ共和国	国債証券	8.25 ANGOLA REP 280509	5,218,000	11,230.08	585,985,686	10,963.30	572,065,204	8.250000	2028/5/9	0.87
エジプト	国債証券	8.5 ARAB REPUBLIC 470131	4,920,000	11,582.52	569,860,408	11,484.85	565,054,697	8.500000	2047/1/31	0.86
カタール	国債証券	2.375 QATAR 210602	5,250,000	10,644.08	558,814,396	10,716.17	562,599,368	2.375000	2021/6/2	0.86
ドミニカ共和国	国債証券	7.45 DOMINICAN 440430	4,332,000	12,562.38	544,202,582	12,815.22	555,155,719	7.450000	2044/4/30	0.85
アルメニア共和国	国債証券	7.15 REPUBLIC OF 250326	4,470,000	12,301.74	549,887,797	12,323.61	550,865,723	7.150000	2025/3/26	0.84

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

令和 1年 8月30日現在

種類	投資比率（％）
国債証券	74.86
特殊債券	2.87
社債券	17.03
合計	94.76

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

令和 1年 8月30日現在

資産の種類	地域	取引所名	資産の名称	建別	数量	通貨	簿価金額	簿価金額（円）	評価金額	評価金額（円）	投資比率（％）
債券先物取引	ドイツ	ユーレックス・ドイツ金融先物取引所	EU BOBL 1909	売建	110	ユーロ	14,857,700	1,747,711,251	14,975,400	1,761,556,302	△2.69
	ドイツ	ユーレックス・ドイツ金融先物取引所	EURO-B 1909	売建	26	ユーロ	4,571,320	537,724,371	4,652,440	547,266,517	△0.84
	ドイツ	ユーレックス・ドイツ金融先物取引所	EU BUXL 1909	売建	9	ユーロ	1,919,880	225,835,484	2,017,620	237,332,640	△0.36

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該投資資産の評価金額の比率です。

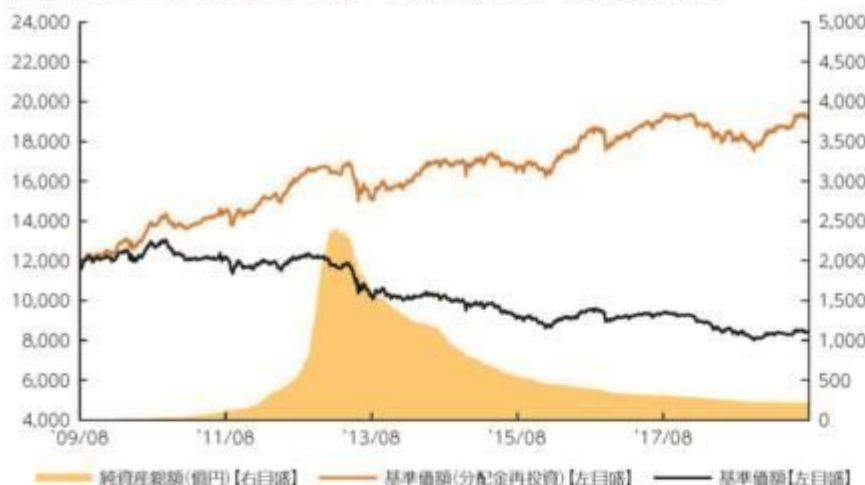
《参考情報》



運用実績

2019年8月30日現在

■ 基準価額・純資産の推移 2009年8月31日～2019年8月30日



- ・基準価額(分配金再投資)はグラフの起点における基準価額に合わせて指数化
- ・基準価額、基準価額(分配金再投資)は運用報酬(信託報酬)控除後です。

■ 基準価額・純資産

基準価額	8,449円
純資産総額	213.1億円

■ 分配の推移

2019年 8 月	40円
2019年 7 月	40円
2019年 6 月	40円
2019年 5 月	40円
2019年 4 月	40円
2019年 3 月	40円
直近1年間累計	480円
設定来累計	8,990円

・分配金は1万口当たり、税引前

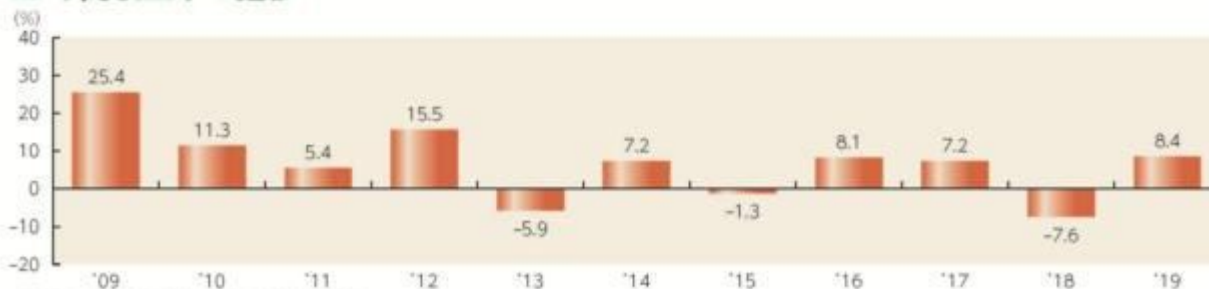
■ 主要な資産の状況

種別構成	比率	組入通貨	比率	組入上位銘柄	種別	国・地域	比率
国債	73.9%	1 円	98.4%	1 6.375 HUNGARY 210329	国債	ハンガリー	3.0%
特殊債	2.8%	その他	1.6%	2 6.375 CROATIA 210324	国債	クロアチア	1.7%
社債	16.8%			3 5.125 ROMANIA 480615	国債	ルーマニア	1.6%
				4 4.75 AZERBAIJAN 240318	国債	アゼルバイジャン	1.6%
				5 4.5 SAUDI INTERNA 461026	国債	サウジアラビア	1.5%
				6 4.75 INDONESIA 260108	国債	インドネシア	1.2%
				7 5.1 RUSSIA 350328	国債	ロシア	1.2%
				8 6 CROATIA 240126	国債	クロアチア	1.2%
				9 6.85 SRI LANKA 251103	国債	スリランカ	1.2%
				10 4.25 STATE GRID O 280502	社債	中国	1.1%
コールローン他 (負債控除後)	6.5%						
合計	100.0%						

その他資産の状況	比率
債券先物取引（売建）	-3.8%

- ・各比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)
- ・社債には政府の出資比率が50%を超えている企業の発行する債券が含まれています。
- ・コールローン他には未収・未払項目が含まれるため、マイナスとなる場合があります。
- ・「国・地域」は、原則として、リスク所在国を記載しています。

■ 年間収益率の推移



- ・収益率は基準価額(分配金再投資)で計算
- ・2009年は設定日から年末までの、2019年は年初から8月30日までの収益率を表示

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。
 運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

1【申込（販売）手続等】

①申込みの受付

原則として、いつでも申込みができます。

ただし、以下の日は申込みできません。

ニューヨーク証券取引所の休業日

ニューヨークの銀行の休業日

ロンドンの銀行の休業日

取得申込者の受益権は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。

②申込単位

販売会社が定める単位

③申込価額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額

④申込価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

⑤申込単位・申込価額の照会方法

申込単位および申込価額は、販売会社にてご確認いただけます。

また、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

（受付時間：営業日の9:00～17:00）

なお、申込価額は委託会社のホームページでもご覧いただけます。

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

⑥申込手数料

申込価額（発行価格）×3.30%（税抜 3.00%）を上限として販売会社が定める手数料率

申込みには分配金受取コース（一般コース）と分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）

があり、分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）の場合、再投資される収益分配金については、申込手数料はかかりません。

⑦申込方法

取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、申込みを行うものとします。

取得申込者は、申込金額および申込手数料（税込）を販売会社が定める日までに支払うものとします。

なお、申込みには分配金受取コース（一般コース）と分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）があります。申込みコースの取扱いには販売会社により異なる場合があります。

⑧申込受付時間

取得の申込みは、申込期間において、原則として販売会社の営業日の午後3時まで、販売会社所定の方法で行われます。取得申込みが行われ、かつ当該取得申込みに係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。当該時刻を過ぎての申込みに関しては販売会社にご確認ください。

⑨取得申込みの受付の中止および取消し

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた取得申込みの受付を取消すことがあります。

⑩その他

販売会社によっては、「エマージング・ソブリン・オープン（毎月決算型）」、「エマージング・ソブリン・オープン（1年決算型）」、「エマージング・ソブリン・オープン（資産成長型）」または「エマージング・ソブリン・オープン（資産成長型）為替ヘッジあり」からの乗換え（以下「スイッチング」といいます。）による取得申込みを取扱う場合があります。その場合の申込手数料は販売会社が定めるものとします。ただし、スイッチングにより解約をするファンドは、信託財産留保額が差引かれ、解約金の利益に対して税金がかかります。

※申込（販売）手続等の詳細に関しては販売会社にご確認ください。

2【換金（解約）手続等】

①解約の受付

原則として、いつでも解約の請求ができます。

ただし、以下の日は解約の請求ができません。

ニューヨーク証券取引所の休業日

ニューヨークの銀行の休業日

ロンドンの銀行の休業日

受益者の解約請求に係る受益権の口数の減少は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。

②解約単位

販売会社が定める単位

③解約価額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差引いた価額

④信託財産留保額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額に0.5%をかけた額

⑤解約価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

⑥解約価額の照会方法

解約価額は、販売会社にてご確認いただけます。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

（受付時間：営業日の9:00～17:00）

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

⑦支払開始日

解約代金は、原則として解約請求受付日から起算して6営業日目から販売会社において支払いま

す。

⑧解約請求受付時間

解約の請求は、原則として販売会社の営業日の午後3時まで、販売会社所定の方法で行われます。解約請求が行われ、かつ当該換金請求に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。当該時刻を過ぎての請求に関しては販売会社にご確認ください。

⑨解約請求受付の中止および取消し

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止することおよびすでに受付けた解約請求を取消することがあります。その場合には、受益者は、当該受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受付けたものとします。

ファンドの資金管理を円滑に行うため、原則として1日1件5億円を超える解約は行えないものとします。また、市況動向等により、これ以外にも大口の解約請求に制限を設ける場合があります。

⑩その他

販売会社によっては、スイッチングによる解約を取扱う場合があります。その場合の換金についても同様とします。くわしくは、販売会社にご確認ください。

※換金（解約）手続等の詳細に関しては販売会社にご確認ください。

3【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

①基準価額の算出方法

基準価額＝信託財産の純資産総額÷受益権総口数

なお、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示することがあります。

「信託財産の純資産総額」とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

（資産の評価方法）

・株式／上場投資信託証券／不動産投資信託証券

原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場（外国で取引されているものについては、原則として、金融商品取引所における計算時に知りうる直近の日の最終相場）で評価します。

・転換社債／転換社債型新株予約権付社債

原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額（外国で取引されているものについては、原則として、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額）で評価します。

・公社債等

原則として、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品

取引業者・銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。）または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額で評価します。

残存期間１年以内の公社債等については、一部償却原価法による評価を適用することができます。

・マザーファンド

計算日における基準価額で評価します。

・投資信託証券（上場投資信託証券／不動産投資信託証券を除く。）

原則として、計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。

・外貨建資産

原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円換算します。

・外国為替予約取引

原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値により評価します。

・市場デリバティブ取引

原則として、金融商品取引所が発表する計算日の清算値段等で評価します。

②基準価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

③基準価額の照会方法

基準価額は、販売会社にてご確認ください。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

（受付時間：営業日の9:00～17:00）

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

（２）【保管】

該当事項はありません。

（３）【信託期間】

2023年8月5日まで（2009年3月18日設定）

ただし、後記「ファンドの償還条件等」の規定によりファンドを償還させることがあります。

また、委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託会社と合意のうえ、信託期間を延長することができます。

（４）【計算期間】

毎月６日から翌月５日まで

ただし、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。なお、最終計算期間の終了日は、ファンドの信託期間の終了日とします。

（５）【その他】

①ファンドの償還条件等

委託会社は、以下の場合には、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、ファンドを償還させることができます。（任意償還）

- ・受益権の総口数が当初設定に係る受益権総口数の10分の１または10億口を下ることとなっ

た場合

- ・信託期間中において、ファンドを償還させることが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき

このほか、監督官庁よりファンドの償還の命令を受けたとき、委託会社の登録取消・解散・業務廃止のときは、原則として、ファンドを償還させます。

委託会社は、ファンドを償還しようとするときは、あらかじめその旨を監督官庁に届け出ます。

②信託約款の変更等

委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することまたは受託会社を同一とする他ファンドとの併合を行うことができます。委託会社は、変更または併合しようとするときは、あらかじめその旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、上記の手続きにしたがいます。

③ファンドの償還等に関する開示方法

委託会社は、ファンドの任意償還（信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたとき、また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、書面決議の手続を行うことが困難な場合を除きます。）、信託約款の変更または併合（変更にあつては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、「重大な約款変更等」といいます。）をしようとする場合には、書面による決議（「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに任意償還等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、受益者に対し書面をもって書面決議の通知を発します。受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、受益者が議決権を行使しないときは書面決議について賛成するものとみなします。書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上をもって行います。書面決議の効力は、ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。

併合に係るいずれかのファンドにおいて、書面決議が否決された場合、併合を行うことはできません。

④反対受益者の受益権買取請求の不適用

ファンドは、受益者が自己に帰属する受益権につき、一部解約の実行の請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律に定める反対受益者の受益権買取請求の規定の適用を受けません。

⑤関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結された「投資信託受益権の取扱に関する契約」の契約期間は、契約締結日から1年とします。ただし双方から契約満了日の3ヵ月前までに別段の意思表示のないときは、さらに1年間延長するものとし、その後も同様とします。

委託会社と再委託先との間で締結された契約の有効期間は、1年間とします。ただし、相手方に対し90日以上の上記の事前の書面による意思表示の通知がないときは、1年毎に自動延長する

ものとします。

⑥運用報告書

委託会社は、6ヵ月毎（毎年2月および8月の決算日を基準とします。）および償還時に、交付運用報告書を作成し、原則として受益者に交付します。なお、信託約款の内容に委託会社が重要と判断した変更、ファンドの任意償還等があった場合は、その内容を交付運用報告書に記載します。

⑦委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。また、委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

⑧受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、信託約款の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はファンドを償還させます。

⑨信託事務の再信託

受託会社は、ファンドに係る信託事務の処理の一部について再信託受託会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

⑩公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.am.mufg.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は以下の通りです。

（1）収益分配金に対する受領権

受益者は、収益分配金を持ち分に応じて受領する権利を有します。

①分配金受取コース（一般コース）

収益分配金は、税金を差引いた後、毎計算期間の終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日以内）から、販売会社において、受益者に支払います。

ただし、受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

②分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）

収益分配金は、税金を差引いた後、「自動けいぞく投資契約」に基づいて、決算日の基準価額

により自動的に無手数料で全額再投資されます。

（２）償還金に対する受領権

受益者は、償還金を持ち分に应じて受領する権利を有します。

償還金は、信託終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（休業日の場合は翌営業日）から起算して５営業日以内）から、販売会社において、受益者に支払います。

ただし、受益者が、償還金について支払開始日から１０年間その支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

（３）換金（解約）請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、換金（解約）請求する権利を有します。

くわしくは「第２ 管理及び運営 ２ 換金（解約）手続等」を参照してください。

第3【ファンドの経理状況】

- 1 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2 毎月決算ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
- 3 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当期（平成31年2月6日から令和1年8月5日まで）の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

【エマージング・ソブリン・オープン（毎月決算型）為替ヘッジあり】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 [平成31年 2月 5日現在]	当期 [令和 1年 8月 5日現在]
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	439,194,451	568,278,654
親投資信託受益証券	21,984,892,147	20,721,258,575
派生商品評価勘定	-	195,538,469
未収入金	143,529,701	70,570,781
流動資産合計	22,567,616,299	21,555,646,479
資産合計	22,567,616,299	21,555,646,479
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	275,564,317	-
未払金	1,553,929	2,491,300
未払収益分配金	106,314,303	101,162,857
未払解約金	53,261,364	49,874,960
未払受託者報酬	1,325,254	1,379,156
未払委託者報酬	28,398,315	29,553,311
未払利息	803	929
その他未払費用	76,543	79,777
流動負債合計	466,494,828	184,542,290
負債合計	466,494,828	184,542,290
純資産の部		
元本等		
元本	26,578,575,824	25,290,714,341
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△4,477,454,353	△3,919,610,152
（分配準備積立金）	123,341	1,257,598
元本等合計	22,101,121,471	21,371,104,189
純資産合計	22,101,121,471	21,371,104,189
負債純資産合計	22,567,616,299	21,555,646,479

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 自 平成30年 8月 7日 至 平成31年 2月 5日	当期 自 平成31年 2月 6日 至 令和 1年 8月 5日
営業収益		
受取利息	833	108
有価証券売買等損益	343,993,514	765,902,684
為替差損益	△125,456,012	371,831,549
営業収益合計	218,538,335	1,137,734,341
営業費用		
支払利息	183,625	154,073
受託者報酬	8,623,556	8,096,970
委託者報酬	184,790,428	173,506,506
その他費用	496,684	474,400
営業費用合計	194,094,293	182,231,949
営業利益又は営業損失（△）	24,444,042	955,502,392
経常利益又は経常損失（△）	24,444,042	955,502,392
当期純利益又は当期純損失（△）	24,444,042	955,502,392
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△11,345,686	△2,493,095
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△4,212,800,826	△4,477,454,353
剰余金増加額又は欠損金減少額	446,363,262	379,615,952
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	446,363,262	379,615,952
剰余金減少額又は欠損金増加額	90,145,889	162,096,744
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	90,145,889	162,096,744
分配金	656,660,628	617,670,494
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△4,477,454,353	△3,919,610,152

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１．有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
２．デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引は原則としてわが国における対顧客先物相場の仲値で評価しております。

（貸借対照表に関する注記）

	前期 [平成31年 2月 5日現在]	当期 [令和 1年 8月 5日現在]
１． 期首元本額	28,648,226,430円	26,578,575,824円
期中追加設定元本額	526,459,021円	1,010,176,465円
期中一部解約元本額	2,596,109,627円	2,298,037,948円
２． 元本の欠損		
純資産額が元本総額を下回っており、その差額であります。	4,477,454,353円	3,919,610,152円
３． 受益権の総数	26,578,575,824口	25,290,714,341口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

前期 自 平成30年 8月 7日 至 平成31年 2月 5日	当期 自 平成31年 2月 6日 至 令和 1年 8月 5日																														
1.運用に係る権限を委託するための費用 「エマージング・ソブリン・オープン マザーファンド」の信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、信託財産に属する同親投資信託の信託財産の純資産総額に対し年1万分の55以内の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。	1.運用に係る権限を委託するための費用 「エマージング・ソブリン・オープン マザーファンド」の信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、信託財産に属する同親投資信託の信託財産の純資産総額に対し年1万分の55以内の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。																														
2.分配金の計算過程 第113期 平成30年 8月 7日 平成30年 9月 5日	2.分配金の計算過程 第119期 平成31年 2月 6日 平成31年 3月 5日																														
<table><tr><th>項目</th><th></th><th></th></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>73,892,368円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>－円</td></tr><tr><td>収益調整金額</td><td>C</td><td>1,365,585,103円</td></tr><tr><td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>1,032,028円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	73,892,368円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円	収益調整金額	C	1,365,585,103円	分配準備積立金額	D	1,032,028円	<table><tr><th>項目</th><th></th><th></th></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>60,632,445円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>－円</td></tr><tr><td>収益調整金額</td><td>C</td><td>1,120,937,163円</td></tr><tr><td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>163,754円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	60,632,445円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円	収益調整金額	C	1,120,937,163円	分配準備積立金額	D	163,754円
項目																															
費用控除後の配当等収益額	A	73,892,368円																													
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円																													
収益調整金額	C	1,365,585,103円																													
分配準備積立金額	D	1,032,028円																													
項目																															
費用控除後の配当等収益額	A	60,632,445円																													
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円																													
収益調整金額	C	1,120,937,163円																													
分配準備積立金額	D	163,754円																													

前期 自 平成30年 8月 7日 至 平成31年 2月 5日			当期 自 平成31年 2月 6日 至 令和 1年 8月 5日		
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,440,509,499円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,181,733,362円
当ファンドの期末残存口数	F	28,220,741,834口	当ファンドの期末残存口数	F	26,419,482,648口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	510円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	447円
1万口当たり分配金額	H	40円	1万口当たり分配金額	H	40円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	112,882,967円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	105,677,930円
第114期			第120期		
平成30年 9月 6日			平成31年 3月 6日		
平成30年10月 5日			平成31年 4月 5日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	93,280,535円	費用控除後の配当等収益額	A	91,643,893円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円
収益調整金額	C	1,310,971,286円	収益調整金額	C	1,063,139,322円
分配準備積立金額	D	1,704,377円	分配準備積立金額	D	132,477円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,405,956,198円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,154,915,692円
当ファンドの期末残存口数	F	27,893,338,632口	当ファンドの期末残存口数	F	26,099,400,405口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	504円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	442円
1万口当たり分配金額	H	40円	1万口当たり分配金額	H	40円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	111,573,354円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	104,397,601円
第115期			第121期		
平成30年10月 6日			平成31年 4月 6日		
平成30年11月 5日			令和 1年 5月 7日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	74,051,112円	費用控除後の配当等収益額	A	68,368,781円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円
収益調整金額	C	1,275,619,013円	収益調整金額	C	1,032,585,753円
分配準備積立金額	D	184,462円	分配準備積立金額	D	533,694円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,349,854,587円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,101,488,228円
当ファンドの期末残存口数	F	27,489,827,132口	当ファンドの期末残存口数	F	25,662,259,804口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	491円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	429円
1万口当たり分配金額	H	40円	1万口当たり分配金額	H	40円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	109,959,308円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	102,649,039円
第116期			第122期		
平成30年11月 6日			令和 1年 5月 8日		
平成30年12月 5日			令和 1年 6月 5日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	71,368,961円	費用控除後の配当等収益額	A	59,435,297円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円
収益調整金額	C	1,224,473,640円	収益調整金額	C	991,539,193円

前期 自 平成30年 8月 7日 至 平成31年 2月 5日			当期 自 平成31年 2月 6日 至 令和 1年 8月 5日		
分配準備積立金額	D	277,314円	分配準備積立金額	D	2,203,847円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,296,119,915円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,053,178,337円
当ファンドの期末残存口数	F	27,146,236,795口	当ファンドの期末残存口数	F	25,526,427,995口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	477円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	412円
1万口当たり分配金額	H	40円	1万口当たり分配金額	H	40円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	108,584,947円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	102,105,711円
第117期 平成30年12月 6日 平成31年 1月 7日			第123期 令和 1年 6月 6日 令和 1年 7月 5日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	89,708,952円	費用控除後の配当等収益額	A	87,158,159円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	1,173,024,551円	収益調整金額	C	947,146,793円
分配準備積立金額	D	1,173,370円	分配準備積立金額	D	392,083円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,263,906,873円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,034,697,035円
当ファンドの期末残存口数	F	26,836,437,384口	当ファンドの期末残存口数	F	25,419,339,204口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	470円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	407円
1万口当たり分配金額	H	40円	1万口当たり分配金額	H	40円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	107,345,749円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	101,677,356円
第118期 平成31年 1月 8日 平成31年 2月 5日			第124期 令和 1年 7月 6日 令和 1年 8月 5日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	88,172,809円	費用控除後の配当等収益額	A	63,165,586円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	1,143,273,250円	収益調整金額	C	927,597,221円
分配準備積立金額	D	2,317,689円	分配準備積立金額	D	1,318,797円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,233,763,748円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	992,081,604円
当ファンドの期末残存口数	F	26,578,575,824口	当ファンドの期末残存口数	F	25,290,714,341口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	464円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	392円
1万口当たり分配金額	H	40円	1万口当たり分配金額	H	40円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	106,314,303円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	101,162,857円

（金融商品に関する注記）

1 金融商品の状況に関する事項

区分	前期 自 平成30年 8月 7日 至 平成31年 2月 5日	当期 自 平成31年 2月 6日 至 令和 1年 8月 5日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、運用の効率化を図るために、為替予約取引を利用しております。当該デリバティブ取引は、為替相場の変動による市場リスクおよび信用リスク等を有しております。 また、デリバティブ取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左
3.金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。	同左

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	前期 [平成31年 2月 5日現在]	当期 [令和 1年 8月 5日現在]
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	（１）有価証券 売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 （２）デリバティブ取引	（１）有価証券 同左 （２）デリバティブ取引

区分	前期 〔平成31年 2月 5日現在〕	当期 〔令和 1年 8月 5日現在〕
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	デリバティブ取引は、（デリバティブ取引に関する注記）に記載しております。 （3）上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左 （3）上記以外の金融商品 同左 同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	前期 〔平成31年 2月 5日現在〕	当期 〔令和 1年 8月 5日現在〕
	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）
親投資信託受益証券	1,009,441,552	△261,835,727
合計	1,009,441,552	△261,835,727

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

通貨関連

前期 〔平成31年 2月 5日現在〕

区分	種類	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 アメリカドル	21,325,046,683	—	21,600,611,000	△275,564,317
合計		21,325,046,683	—	21,600,611,000	△275,564,317

当期 〔令和 1年 8月 5日現在〕

区分	種類	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
			うち1年超		

市場取引以外 の取引	為替予約取引 売建 アメリカドル				
		20,515,355,469	—	20,319,817,000	195,538,469
合計		20,515,355,469	—	20,319,817,000	195,538,469

（注）時価の算定方法

1 対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

①為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は、当該対顧客先物相場の仲値で評価しております。

②当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

（イ）当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

（ロ）当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2 対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

※上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（１口当たり情報）

	前期 [平成31年 2月 5日現在]	当期 [令和 1年 8月 5日現在]
1口当たり純資産額	0.8315円	0.8450円
(1万口当たり純資産額)	(8,315円)	(8,450円)

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

（単位：円）

種 類	銘 柄	口数	評価額	備考
親投資信託受益証券	エマージング・ソブリン・オープン マザーファンド	5,844,547,463	20,721,258,575	
合計		5,844,547,463	20,721,258,575	

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

（デリバティブ取引に関する注記）に記載しております。

（参考）

当ファンドの主要投資対象の状況は以下の通りです。
なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

エマージング・ソブリン・オープン マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)	
[令和 1年 8月 5日現在]	
資産の部	
流動資産	
預金	830,046,288
コール・ローン	379,860,490
国債証券	50,219,967,044
特殊債券	1,918,687,119
社債券	10,959,434,762
派生商品評価勘定	213,157,320
未収入金	1,088,128,534
未収利息	762,241,381
前払費用	84,040,182
差入委託証拠金	189,281,402
流動資産合計	66,644,844,522
資産合計	
66,644,844,522	
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	198,600,959
未払金	1,693,738,815
未払解約金	117,156,648
未払利息	621
その他未払費用	664
流動負債合計	2,009,497,707
負債合計	
2,009,497,707	
純資産の部	
元本等	
元本	18,230,887,370
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	46,404,459,445
元本等合計	64,635,346,815
純資産合計	
64,635,346,815	
負債純資産合計	
66,644,844,522	

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1.有価証券の評価基準及び評価方法	公社債は時価で評価しております。時価評価にあたっては、価格情報会社等の提供する理論価格で評価しております。
2.デリバティブ等の評価基準及び評価方法	先物取引は金融商品取引所等における清算値段で評価しております。 為替予約取引は原則としてわが国における対顧客先物相場の仲値で評価しております。
3.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条にしたがって処理しております。

（貸借対照表に関する注記）

	[令和 1年 8月 5日現在]
1. 期首	平成31年 2月 6日
期首元本額	19,115,065,679円
期中追加設定元本額	843,693,742円
期中一部解約元本額	1,727,872,051円
元本の内訳※	
エマージング・ソブリン・オープン（毎月決算型）	6,741,639,782円
エマージング・ソブリン・オープン（1年決算型）	3,999,508,567円
エマージング・ソブリン・オープン（毎月決算型）為替ヘッジあり	5,844,547,463円
グローバル財産3分法ファンド（毎月決算型）	1,251,789,467円
エマージング・ソブリン・オープン（資産成長型）	268,683,931円
エマージング・ソブリン・オープン（資産成長型）為替ヘッジあり	124,718,160円
合計	18,230,887,370円
2. 受益権の総数	18,230,887,370口

※当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（金融商品に関する注記）

1 金融商品の状況に関する事項

区分	自 平成31年 2月 6日 至 令和 1年 8月 5日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。

区分	自 平成31年 2月 6日 至 令和 1年 8月 5日
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、公社債等に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク、為替リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、運用の効率化を図るために、債券先物取引を利用しております。当該デリバティブ取引は、価格変動リスク等の市場リスクおよび信用リスク等を有しております。 当ファンドは、外貨の決済のために為替予約取引を利用しております。当該デリバティブ取引は、為替相場の変動による市場リスクおよび信用リスク等を有しておりますが、ごく短期間で実際に外貨の受渡を伴うことから、為替相場の変動によるリスクは限定的であります。 また、デリバティブ取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。
3.金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。 当ファンドは、ファンドの運用の指図に関する権限を再委託しております。この場合、再委託先で投資リスクに対する管理体制を構築しているほか、当該再委託先のリスクの管理体制や管理状況の確認を委託会社で行っております。

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	[令和 1年 8月 5日現在]
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はあります。
2.時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、（デリバティブ取引に関する注記）に記載しております。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	[令和 1年 8月 5日現在]
	当期間の損益に含まれた評価差額（円）
国債証券	1,981,576,773
特殊債券	48,768,265
社債券	268,956,319
合計	2,299,301,357

(注)当期間の開始日は、当該親投資信託の期首日であります。

（デリバティブ取引に関する注記）
取引の時価等に関する事項

債券関連

[令和 1年 8月 5日現在]

区分	種類	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
			うち1年超		
市場取引	債券先物取引				
	売建	3,834,403,438	—	3,916,397,000	△81,993,562
合計		3,834,403,438	—	3,916,397,000	△81,993,562

（注）時価の算定方法

- 1 先物取引の時価については、以下のように評価しております。
原則として、直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または終値で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、最も近い終値や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。
 - 2 先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。
 - 3 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。
- ※上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

通貨関連

[令和 1年 8月 5日現在]

区分	種類	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
			うち1年超		
市場取引以外 の取引	為替予約取引				
	買建				
	アメリカドル	5,655,081,058	—	5,571,320,708	△83,760,350
	ユーロ	995,106,607	—	962,259,560	△32,847,047
	売建				
	アメリカドル	1,025,337,297	—	1,005,332,727	20,004,570
	ユーロ	5,625,446,390	—	5,432,293,640	193,152,750
合計		13,300,971,352	—	12,971,206,635	96,549,923

（注）時価の算定方法

- 1 対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

①為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は、当該対顧客先物相場の仲値で評価しております。

②当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

（イ）当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

（ロ）当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

２ 対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

※上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものではありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（１口当たり情報）

	[令和 1年 8月 5日現在]
1口当たり純資産額	3,5454円
(1万口当たり純資産額)	(35,454円)

附属明細表

第１ 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

（単位：円）

通貨	種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
アメリカドル	国債証券	10.75 ECUADOR 290131	1,700,000.00	1,862,579.50	
		10.875 MONGOLIA I 210406	670,000.00	742,846.68	
		2.375 QATAR 210602	5,250,000.00	5,249,055.00	
		2.375 SAUDI INTER 211026	2,690,000.00	2,690,024.21	
		2.5 ABU DHABI GOV 221011	2,505,000.00	2,529,734.37	
		3.16 PANAMA 300123	2,175,000.00	2,223,937.50	
		3.5 AZERBAIJAN 320901	5,853,000.00	5,588,116.63	
		3.5 CHILE 500125	1,570,000.00	1,621,810.00	
		3.625 OMAN 210615	3,860,000.00	3,844,255.06	
		3.625 SAUDI INTER 280304	660,000.00	690,072.90	
		3.75 PANAMA NOTAS 260417	2,290,000.00	2,399,942.90	
		3.87 PANAMA 600723	6,050,000.00	6,177,050.00	

3.875 COLOMBIA 270425	1,965,000.00	2,062,267.50	
3.875 QATAR 230423	1,590,000.00	1,677,939.72	
4 QATAR 290314	4,885,000.00	5,333,907.07	
4 SAUDI INTERNATI 250417	3,008,000.00	3,220,274.56	
4.125 ABU DHABI G 471011	3,510,000.00	3,901,803.75	
4.125 OMAN GOV IN 230117	1,300,000.00	1,296,581.00	
4.25 MOROCCO 221211	901,000.00	940,516.95	
4.25 RUSSIA 270623	6,600,000.00	6,887,892.00	
4.35 INDONESIA 270108	2,563,000.00	2,766,724.66	
4.375 RUSSIA 290321	6,000,000.00	6,242,256.00	
4.5 MEXICO 290422	6,177,000.00	6,606,363.27	
4.5 MEXICO 500131	474,000.00	472,250.94	
4.5 PANAMA 500416	1,110,000.00	1,268,186.10	
4.5 QATAR 280423	2,785,000.00	3,171,337.98	
4.5 SAUDI INTERNA 461026	7,970,000.00	8,523,149.88	
4.625 PARAGUAY 230125	2,830,000.00	2,988,480.00	
4.7 PARAGUAY 270327	545,000.00	595,077.32	
4.75 AZERBAIJAN 240318	9,072,000.00	9,658,060.27	
4.75 GOVT OF BERM 290215	1,415,000.00	1,590,990.62	
4.75 INDONESIA 260108	5,920,000.00	6,508,151.40	
4.75 RUSSIA 260527	1,600,000.00	1,717,920.00	
4.817 QATAR 490314	1,910,000.00	2,234,146.10	
4.875 OMAN GOV IN 250201	1,530,000.00	1,528,023.24	
4.875 TURKEY 261009	1,575,000.00	1,432,671.97	
4.875 TURKEY 430416	935,000.00	729,764.69	
4.9 GUATEMALA 300601	1,180,000.00	1,230,150.00	
5 COLOMBIA 450615	1,490,000.00	1,669,917.50	
5 PARAGUAY 260415	1,785,000.00	1,961,286.60	
5.1 RUSSIA 350328	6,000,000.00	6,522,540.00	
5.103 QATAR 480423	5,180,000.00	6,279,056.14	
5.125 AZERBAIJAN 290901	750,000.00	794,085.00	
5.125 TURKEY 280217	4,790,000.00	4,360,873.48	
5.25 DUBAI GOVT I 430130	905,000.00	1,010,052.40	
5.25 INDONESIA 470108	3,975,000.00	4,638,419.15	
5.25 RUSSIA 470623	3,600,000.00	4,043,980.80	
5.375 HUNGARY 230221	4,398,000.00	4,822,297.05	
5.375 IVORY COAST 240723	3,825,000.00	3,871,515.82	
5.375 OMAN GOV IN 270308	1,645,000.00	1,612,100.00	
5.4 PARAGUAY 500330	1,280,000.00	1,447,212.80	
5.45 LEBANESE REP 191128	625,000.00	619,818.75	
5.5 CROATIA 230404	830,000.00	914,286.50	
5.5 MOROCCO 421211	1,319,000.00	1,540,247.74	

5.577 ARAB REPUBL 230221	600,000.00	620,875.20
5.6 PARAGUAY 480313	1,575,000.00	1,811,265.75
5.625 BRAZIL 470221	1,345,000.00	1,516,225.22
5.625 MONGOLIA IN 230501	285,000.00	291,139.24
5.625 RUSSIA 420404	3,000,000.00	3,543,828.00
5.625 TURKEY 210330	5,555,000.00	5,655,545.50
5.75 HUNGARY 231122	5,480,000.00	6,179,209.64
5.75 JORDAN 270131	1,035,000.00	1,060,517.92
5.75 SRI LANKA 220118	1,590,000.00	1,604,163.08
5.75 TURKEY 470511	6,015,000.00	5,052,600.00
5.8 LEBANESE REP 200414	1,090,000.00	1,047,653.50
5.875 ARGENTINA 280111	1,890,000.00	1,470,656.25
5.875 RUSSIA 430916	600,000.00	733,734.00
5.875 SRI LANKA 220725	1,545,000.00	1,560,393.29
6 CROATIA 240126	4,260,000.00	4,866,534.54
6 DOMINICAN 280719	290,000.00	317,552.90
6 OMAN GOV INTERN 290801	2,170,000.00	2,149,701.82
6 REPUBLIC OF ARM 200930	400,000.00	411,880.00
6.1 PARAGUAY 440811	1,670,000.00	2,024,891.70
6.125 ARAB REPUBL 220131	420,000.00	438,890.76
6.125 IVORY COAST 330615	3,720,000.00	3,449,742.00
6.125 JORDAN 260129	315,000.00	330,946.87
6.125 ROMANIA 440122	1,070,000.00	1,360,670.85
6.2 SRI LANKA 270511	4,330,000.00	4,173,006.93
6.25 HONDURAS GOV 270119	2,530,000.00	2,751,400.30
6.25 SENEGAL 240730	2,750,000.00	2,983,145.00
6.25 SENEGAL 330523	1,184,000.00	1,167,040.38
6.3 SOUTH AFRICA 480622	2,450,000.00	2,606,677.50
6.35 TURKEY 240810	3,225,000.00	3,246,433.35
6.375 CROATIA 210324	9,885,000.00	10,465,931.56
6.375 GABONESE RE 241212	1,841,000.00	1,821,623.47
6.375 HUNGARY 210329	17,288,000.00	18,365,975.95
6.375 IVORY COAST 280303	260,000.00	260,497.90
6.4 DOMINICAN 490605	2,265,000.00	2,415,078.90
6.5 NIGERIA REP 271128	3,435,000.00	3,514,245.45
6.5 OMAN GOV INTE 470308	3,055,000.00	2,805,864.75
6.588 ARAB REPUBL 280221	3,525,000.00	3,621,253.65
6.6 DOMINICAN 240128	6,410,000.00	7,168,687.60
6.625 CROATIA 200714	5,479,000.00	5,685,415.84
6.625 FEDERAL REP 241211	4,090,000.00	4,244,201.18
6.625 LITHUANIA 220201	750,000.00	828,786.00
6.75 JAMAICA 280428	200,000.00	231,752.00
6.75 NIGERIA REP 210128	930,000.00	967,818.45

6.75 OMAN GOV INT 480117	1,220,000.00	1,142,456.80	
6.75 SENEGAL 480313	4,021,000.00	3,793,950.21	
6.75 SRI LANKA 280418	1,385,000.00	1,352,767.36	
6.85 DOMINICAN 450127	1,822,000.00	2,033,825.72	
6.85 SRI LANKA 240314	205,000.00	210,138.12	
6.85 SRI LANKA 251103	7,169,000.00	7,280,493.72	
6.875 ARGENTINA 270126	6,057,000.00	4,928,187.19	
6.875 ARGENTINA 480111	805,000.00	598,316.25	
6.875 DOMINICAN 260129	245,000.00	278,689.95	
6.875 GEORGIA 210412	1,458,000.00	1,542,585.87	
6.95 GABONESE REP 250616	2,950,000.00	2,944,999.75	
7 KENYA REP 270522	2,425,000.00	2,534,365.06	
7.1246 ELSALVADOR 500120	1,355,000.00	1,361,775.00	
7.143 NIGERIA REP 300223	1,155,000.00	1,189,966.47	
7.15 REPUBLIC OF 250326	4,470,000.00	5,165,205.69	
7.158 COSTA RICA 450312	1,718,000.00	1,775,982.50	
7.25 SERBIA REP 210928	1,330,000.00	1,455,505.45	
7.25 TURKEY 231223	750,000.00	786,780.75	
7.375 JORDAN 471010	3,905,000.00	4,138,729.87	
7.375 UKRAINE 320925	5,617,000.00	5,666,822.79	
7.45 DOMINICAN 440430	4,332,000.00	5,111,803.32	
7.5 ARGENTINA 260422	835,000.00	704,197.25	
7.55 SRI LANKA 300328	445,000.00	449,506.47	
7.6003 ARAB REPUB 290301	3,800,000.00	4,041,767.38	
7.625 ARGENTINA 460422	1,365,000.00	1,080,738.75	
7.696 NIGERIA REP 380223	790,000.00	811,725.00	
7.75 INDONESIA 380117	764,000.00	1,117,445.04	
7.75 UKRAINE 210901	1,782,000.00	1,866,370.57	
7.75 UKRAINE 220901	945,000.00	1,005,442.20	
7.75 UKRAINE 230901	1,487,000.00	1,590,837.21	
7.75 UKRAINE 250901	1,182,000.00	1,247,812.57	
7.75 UKRAINE 260901	1,732,000.00	1,822,964.64	
7.875 ECUADOR 280123	1,358,000.00	1,300,298.58	
7.875 JAMAICA 450728	1,845,000.00	2,343,168.45	
7.875 NIGERIA REP 320216	4,557,000.00	4,827,002.25	
7.875 REP GHANA 270326	1,380,000.00	1,453,206.24	
7.95 ECUADOR 240620	810,000.00	828,233.10	
8 JAMAICA 390315	2,275,000.00	2,889,250.00	
8 KENYA REP 320522	3,435,000.00	3,633,834.96	
8.125 REP GHANA 260118	1,980,000.00	2,129,529.60	
8.125 REP GHANA 320326	1,755,000.00	1,774,701.63	
8.25 ANGOLA REP 280509	5,218,000.00	5,504,280.35	

	8.25 KENYA REP 480228	830,000.00	858,718.00	
	8.25 VENEZUELA 241013	2,030,000.00	329,875.00	
	8.28 ARGENTINA 331231	1,359,976.86	1,126,400.83	
	8.375 PNG GOVT IN 281004	1,250,000.00	1,340,625.00	
	8.5 ARAB REPUBLIC 470131	4,920,000.00	5,352,812.40	
	8.5 ZAMBIA 240414	410,000.00	295,594.83	
	8.627 REP GHANA 490616	1,685,000.00	1,668,882.97	
	8.7002 ARAB REPUB 490301	3,145,000.00	3,400,635.03	
	8.747 NIGERIA REP 310121	2,775,000.00	3,106,654.12	
	8.75 SENEGAL 210513	3,830,000.00	4,175,577.07	
	8.95 REP GHANA 510326	955,000.00	977,168.41	
	8.97 ZAMBIA 270730	1,735,000.00	1,246,663.43	
	8.994 UKRAINE 240201	1,170,000.00	1,296,898.20	
	9.25 VENEZUELA 280507	7,570,000.00	1,230,125.00	
	9.375 ANGOLA REP 480508	3,041,000.00	3,305,825.48	
	9.625 ECUADOR 270602	1,680,000.00	1,759,816.80	
	9.65 ECUADOR 261213	4,550,000.00	4,805,983.00	
	STEP ARGENTINA 381231	10,480,000.00	6,235,704.80	
国債証券 小計		426,371,976.86	433,365,076.11 (46,088,375,844)	
特殊債券	2.75 SAUDI ARABIA 220416	2,400,000.00	2,425,343.28	
	2.875 SAUDI ARABI 240416	390,000.00	395,360.58	
	4.25 SAUDI ARABIA 390416	1,085,000.00	1,147,994.77	
	5.75 BANQ TUNIS 250130	4,675,000.00	4,348,895.37	
	5.75 ESKOM HLDG 210126	870,000.00	873,480.00	
	6.75 ESKOM HLDG 230806	2,074,000.00	2,137,109.74	
	7.375 KONDOR FINA 220719	1,205,000.00	1,233,377.75	
	8.25 EXPORT CREDI 240124	970,000.00	1,017,890.84	
特殊債券 小計		13,669,000.00	13,579,452.33 (1,444,174,755)	
社債券	2.25 STATE GRID 0 200504	3,465,000.00	3,460,980.63	
	2.5 SINOPEC GRP 220913	2,555,000.00	2,537,462.40	
	2.5 SINOPEC GRP 240808	6,585,000.00	6,565,640.10	
	2.95 SINOPEC GRP 290808	4,605,000.00	4,577,784.45	
	3.5 PETRONAS CAPI 250318	1,690,000.00	1,765,847.36	
	3.5 STATE GRID OV 270504	3,150,000.00	3,297,275.10	
	3.625 ABU DHABI 210622	295,000.00	300,318.85	
	3.625 ABU DHABI 230112	560,000.00	576,086.00	
	3.625 CODELCO INC 270801	1,905,000.00	2,002,897.95	
	3.68 SINOPEC GRP 490808	1,955,000.00	1,979,007.40	
	3.85 GAZPROM 200206	2,850,000.00	2,865,780.45	
	3.875 KAZMUNAYGAS 220419	1,215,000.00	1,246,739.44	
	4.25 ISRAEL ELEC 280814	4,300,000.00	4,509,044.50	

		4.25 STATE GRID 0 280502	6,310,000.00	6,995,455.30	
		4.375 CODELCO INC 490205	250,000.00	273,955.00	
		4.375 CODELCO INC 490205	240,000.00	262,996.80	
		4.5 EMPRESA NAC 470914	2,500,000.00	2,578,125.00	
		4.5 OFFICE CHE 251022	5,075,000.00	5,294,722.12	
		4.75 BANCO BRAS 240320	5,915,000.00	6,224,354.50	
		4.75 KAZMUNAYGAS 270419	1,080,000.00	1,168,300.80	
		4.85 STATE GRID 0 440507	2,660,000.00	3,236,044.01	
		4.875 ABU DHABI 300423	205,000.00	229,864.45	
		4.875 SINOPEC GRP 420517	2,110,000.00	2,497,612.27	
		5 ISRAEL ELEC 241112	3,470,000.00	3,785,076.00	
		5.35 PETRO MEX 280212	1,020,000.00	941,715.00	
		5.375 ECOPETROL 260626	430,000.00	475,150.00	
		5.45 PERUSAHAAN 280521	715,000.00	808,575.62	
		5.5 PETRO MEX 440627	1,140,000.00	936,225.00	
		5.625 OFFICE CHE 240425	3,739,000.00	4,081,892.47	
		5.75 CENT ELET BR 211027	1,650,000.00	1,729,612.50	
		5.75 KAZMUNAYGAS 470419	3,030,000.00	3,468,847.02	
		5.875 ABU DHABI 211213	1,103,000.00	1,185,509.91	
		5.875 ECOPETROL 230918	440,000.00	490,380.00	
		6 PETROLEOS 261115	14,960,000.00	2,244,000.00	
		6.15 PERUSAHAAN 480521	815,000.00	989,281.26	
		6.375 KAZMUNAYGAS 481024	1,250,000.00	1,512,323.75	
		6.5 PETRO MEX 270313	3,695,000.00	3,694,261.00	
		6.5 PETRO MEX 290123	1,300,000.00	1,278,745.00	
		6.625 PETRO MEX 380615	1,755,000.00	1,581,693.75	
		6.75 PETRO MEX 470921	4,048,000.00	3,693,800.00	
		6.875 OFFICE CHE 440425	300,000.00	360,787.50	
		6.875 SOUTHERN GA 260324	2,555,000.00	3,004,322.30	
		6.95 STATE OIL AZ 300318	1,270,000.00	1,531,270.75	
		7 YPF SOCIEDAD AN 471215	947,000.00	810,868.75	
		社債券 小計		111,107,000.00	103,050,632.46 (10,959,434,762)
アメリカドル合計		551,147,976.86	549,995,160.90 (58,491,985,361)		
ユーロ	国債証券	2 ROMANIA 261208	2,230,000.00	2,392,847.98	
		2.124 ROMANIA 310716	1,825,000.00	1,861,728.12	
		2.7 CROATIA 280615	950,000.00	1,116,848.50	
		2.75 CROATIA 300127	620,000.00	735,055.88	
		2.875 ROMANIA 290311	1,470,000.00	1,637,979.84	
		3 CROATIA 270320	3,140,000.00	3,702,132.22	
		3.375 ARGENTINA 230115	630,000.00	502,415.55	

		3.45 HELLENIC GOV 240402	2,560,000.00	2,832,427.00	
		3.5 HELLENIC GOVT 230130	3,380,000.00	3,686,447.69	
		3.875 ROMANIA 351029	4,310,000.00	5,061,612.28	
		3.975 MACEDONIA 210724	3,660,000.00	3,878,062.80	
		4.375 HELLENIC GO 220801	1,440,000.00	1,596,265.92	
		4.625 ROMANIA 490403	1,520,000.00	1,912,996.00	
		4.625 TURKEY 250331	1,695,000.00	1,747,336.51	
		5.2 TURKEY 260216	720,000.00	746,942.40	
		6.375 ARAB REPubL 310411	1,425,000.00	1,510,642.50	
	国債証券 小計		31,575,000.00	34,921,741.19 (4,131,591,200)	
	特殊債券	6.375 BANQ TUNIS 260715	1,320,000.00	1,317,576.48	
		6.75 BANQ TUNIS 231031	470,000.00	485,211.55	
		7.125 KONDOR FINA 240719	2,145,000.00	2,207,966.47	
	特殊債券 小計		3,935,000.00	4,010,754.50 (474,512,364)	
ユーロ合計			35,510,000.00	38,932,495.69 (4,606,103,564)	
合計				63,098,088,925 (63,098,088,925)	

(注1)通貨の種類ごとの小計／合計欄の()内は、邦貨換算額であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

外貨建有価証券の内訳

種類	銘柄数	組入債券 時価比率	有価証券の 合計金額に 対する比率
アメリカドル	国債証券 157銘柄	78.79%	73.04%
	特殊債券 8銘柄	2.47%	2.29%
	社債券 44銘柄	18.74%	17.37%
ユーロ	国債証券 16銘柄	89.70%	6.55%
	特殊債券 3銘柄	10.30%	0.75%

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

（デリバティブ取引に関する注記）に記載しております。

２【ファンドの現況】

【エマージング・ソブリン・オープン（毎月決算型）為替ヘッジあり】

【純資産額計算書】

令和 1年 8月30日現在

（単位：円）

I 資産総額	21,400,408,625
II 負債総額	84,829,614
III 純資産総額（I－II）	21,315,579,011
IV 発行済口数	25,227,599,380口
V 1口当たり純資産価額（III／IV）	0.8449
（10,000口当たり）	（8,449）

（参考）

エマージング・ソブリン・オープン マザーファンド

純資産額計算書

令和 1年 8月30日現在

（単位：円）

I 資産総額	65,778,479,366
II 負債総額	276,038,069
III 純資産総額（I－II）	65,502,441,297
IV 発行済口数	18,403,815,129口
V 1口当たり純資産価額（III／IV）	3.5592
（10,000口当たり）	（35,592）

第４【内国投資信託受益証券事務の概要】

（１）名義書換等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

（２）受益者等に対する特典

該当事項はありません。

（３）譲渡制限の内容

該当事項はありません。

（４）受益権の譲渡

- ①受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとし、ます。
- ②上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（５）受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

（６）質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、解約請求の受付け、解約代金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

（1）資本金の額等

2019年8月末現在、資本金は2,000百万円です。なお、発行可能株式総数は400,000株であり、211,581株を発行済です。最近5年間における資本金の額の増減はありません。

（2）委託会社の機構

・会社の意思決定機構

業務執行の基本方針を決定し、取締役の職務の執行を監督する機関として、取締役会を設置します。取締役の選任は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席する株主総会にてその議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。また、取締役会で決定した基本方針に基づき、経営管理全般に関する執行方針その他重要な事項を協議・決定する機関として、経営会議を設置します。

・投資運用の意思決定機構

①投資環境見通しの策定

投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

②運用戦略の決定

運用戦略委員会において、①で策定された投資環境見通しに沿って運用戦略を決定します。

③運用計画の決定

②で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。

④ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

⑤投資行動のモニタリング1

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。

⑥投資行動のモニタリング2

運用部から独立した管理担当部署は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。

⑦ファンドに関係する法人等の管理

受託会社等、ファンドの運営に関係する法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、リスク管理委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

⑧運用・管理に関する監督

内部監査担当部署は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信

託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）等を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業および投資助言業務を行っています。

2019年 8月30日現在における委託会社の運用する証券投資信託は以下の通りです。（親投資信託を除きます。）

商品分類	本 数 (本)	純資産総額 (百万円)
追加型株式投資信託	884	13,020,564
追加型公社債投資信託	16	1,131,274
単位型株式投資信託	70	342,703
単位型公社債投資信託	3	15,973
合 計	973	14,510,514

なお、純資産総額の金額については、百万円未満の端数を四捨五入して記載しておりますので、表中の個々の数字の合計と合計欄の数字とは一致しないことがあります。

3【委託会社等の経理状況】

（1）財務諸表の作成方法について

委託会社である三菱UFJ国際投信株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）」（以下「財務諸表等規則」という。）第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号）」に基づき作成しております。

財務諸表に掲載している金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

（2）監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第34期事業年度（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

（1）【貸借対照表】

(単位：千円)

	第33期 (平成30年3月31日現在)	第34期 (平成31年3月31日現在)
(資産の部)		
流動資産		
現金及び預金	※2 54,140,307	※2 53,969,686
有価証券	19,967	1,403,513
前払費用	362,886	514,587
未収入金	2,109	2,284
未収委託者報酬	9,770,529	9,995,458
未収収益	※2 674,156	※2 560,483
金銭の信託	※2 30,000	※2 100,000
その他	224,645	153,256
流動資産合計	65,224,602	66,699,271

固定資産				
有形固定資産				
建物	※1	760,010	※1	617,032
器具備品	※1	724,852	※1	665,247
土地		1,356,000		628,433
有形固定資産合計		2,840,863		1,910,713
無形固定資産				
電話加入権		15,822		15,822
ソフトウェア		2,654,296		3,670,753
ソフトウェア仮勘定		1,097,970		536,345
無形固定資産合計		3,768,090		4,222,921
投資その他の資産				
投資有価証券		26,361,327		21,408,781
関係会社株式		320,136		320,136
投資不動産		-	※1	824,268
長期差入保証金		627,141		593,536
前払年金費用		434,700		415,234
繰延税金資産		1,237,989		1,496,180
その他		45,230		45,230
貸倒引当金		△23,600		△23,600
投資その他の資産合計		29,002,925		25,079,767
固定資産合計		35,611,879		31,213,401
資産合計		100,836,481		97,912,673

(単位：千円)

	第33期 (平成30年3月31日現在)	第34期 (平成31年3月31日現在)
(負債の部)		
流動負債		
預り金	359,176	293,258
未払金		
未払収益分配金	174,333	170,281
未払償還金	456,159	448,695
未払手数料	※2 3,905,670	※2 3,990,054
その他未払金	※2 4,330,584	※2 3,961,765
未払費用	※2 4,388,803	※2 3,803,995
未払消費税等	99,010	194,852
未払法人税等	736,829	573,657
賞与引当金	906,167	901,135
役員賞与引当金	125,343	140,100
その他	842,194	868,992
流動負債合計	16,324,272	15,346,788
固定負債		
長期未払金	-	43,200
退職給付引当金	720,536	860,851
役員退職慰労引当金	187,562	144,303
時効後支払損引当金	254,851	247,767
固定負債合計	1,162,951	1,296,122
負債合計	17,487,223	16,642,910

(純資産の部)

株主資本

資本金	2,000,131	2,000,131
資本剰余金		
資本準備金	3,572,096	3,572,096
その他資本剰余金	41,160,616	41,160,616
資本剰余金合計	44,732,712	44,732,712
利益剰余金		
利益準備金	342,589	342,589
その他利益剰余金		
別途積立金	6,998,000	6,998,000
繰越利益剰余金	27,790,911	26,069,594
利益剰余金合計	35,131,500	33,410,184
株主資本合計	81,864,344	80,143,028

(単位：千円)

	第33期 (平成30年3月31日現在)	第34期 (平成31年3月31日現在)
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	1,484,913	1,126,733
評価・換算差額等合計	1,484,913	1,126,733
純資産合計	83,349,257	81,269,762
負債純資産合計	100,836,481	97,912,673

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	第33期 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	第34期 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	75,423,596	70,375,414
投資顧問料	2,723,458	2,505,299
その他営業収益	48,215	18,844
営業収益合計	78,195,269	72,899,557
営業費用		
支払手数料	※2 30,906,879	※2 28,533,952
広告宣伝費	730,784	739,643
公告費	1,000	500
調査費		
調査費	1,723,057	1,794,755
委託調査費	13,467,029	12,194,996
事務委託費	864,916	1,016,816
営業雑経費		
通信費	178,652	170,794
印刷費	467,973	427,442
協会費	50,251	48,375
諸会費	15,328	16,175
事務機器関連費	1,635,079	1,841,631

その他営業雑経費	23,250	-
営業費用合計	50,064,204	46,785,083
一般管理費		
給料		
役員報酬	349,359	349,083
給料・手当	6,421,837	6,453,717
賞与引当金繰入	906,167	901,135
役員賞与引当金繰入	125,343	140,100
福利厚生費	1,231,033	1,234,293
交際費	13,012	13,011
旅費交通費	192,192	200,426
租税公課	410,229	373,201
不動産賃借料	678,182	654,886
退職給付費用	423,171	428,912
役員退職慰労引当金繰入	47,889	51,159
固定資産減価償却費	1,115,719	1,252,321
諸経費	450,299	523,213
一般管理費合計	12,364,437	12,575,461
営業利益	15,766,627	13,539,012

(単位：千円)

	第33期 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	第34期 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)
営業外収益		
受取配当金	349,402	181,073
受取利息	※2 483	※2 1,913
投資有価証券償還益	81,580	416,706
収益分配金等時効完成分	91,672	44,392
受取賃貸料	-	※2 38,388
その他	9,989	11,871
営業外収益合計	533,128	694,346
営業外費用		
投資有価証券償還損	30,114	118,173
時効後支払損引当金繰入	43,182	1,166
事務過誤費	10,402	420
賃貸関連費用	-	35,994
その他	3,829	1,481
営業外費用合計	87,529	157,235
経常利益	16,212,226	14,076,123
特別利益		
投資有価証券売却益	516,394	501,778
ゴルフ会員権売却益	7,495	-
特別利益合計	523,889	501,778
特別損失		
投資有価証券売却損	105,903	135,399
投資有価証券評価損	102,096	62,310
固定資産除却損	※1 54	※1 4,848
固定資産売却損	-	225
システム関連費	-	322,986

商標使用料		-	90,000
特別損失合計		208,054	615,770
税引前当期純利益		16,528,061	13,962,130
法人税、住民税及び事業税	※2	5,252,224	※2 4,420,179
法人税等調整額		△76,092	△100,112
法人税等合計		5,176,132	4,320,066
当期純利益		11,351,928	9,642,064

(3) 【株主資本等変動計算書】

第33期（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				株主資本合計
		資本 準備金	その他 資本剰余金	資本 剰余金合計	利益 準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
						別途 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	43,034,713	50,375,303	97,108,147
当期変動額									
剰余金の配当							△26,595,731	△26,595,731	△26,595,731
当期純利益							11,351,928	11,351,928	11,351,928
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)									
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—	△15,243,802	△15,243,802	△15,243,802
当期末残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	27,790,911	35,131,500	81,864,344

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	1,494,586	1,494,586	98,602,734
当期変動額			
剰余金の配当			△26,595,731
当期純利益			11,351,928
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△9,673	△9,673	△9,673
当期変動額合計	△9,673	△9,673	△15,253,476
当期末残高	1,484,913	1,484,913	83,349,257

第34期（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				株主資本合計
		資本 準備金	その他 資本剰余金	資本 剰余金合計	利益 準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
						別途 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	27,790,911	35,131,500	81,864,344
当期変動額									
剰余金の配当							△11,363,380	△11,363,380	△11,363,380
当期純利益							9,642,064	9,642,064	9,642,064
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)									
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—	△1,721,316	△1,721,316	△1,721,316
当期末残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	26,069,594	33,410,184	80,143,028

	評価・換算差額等	
--	----------	--

	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	純資産合計
当期首残高	1,484,913	1,484,913	83,349,257
当期変動額			
剰余金の配当			△11,363,380
当期純利益			9,642,064
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)	△358,179	△358,179	△358,179
当期変動額合計	△358,179	△358,179	△2,079,495
当期末残高	1,126,733	1,126,733	81,269,762

[注記事項]

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産及び投資不動産

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	5年～50年
器具備品	2年～20年
投資不動産	3年～47年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定

額法により費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。

(5)役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(6)時効後支払損引当金

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

5.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1)消費税等の会計処理

税抜方式を採用しており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

(2)連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(表示方法の変更)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）を当事業年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示する方法に変更しております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」490,903千円は、「投資その他の資産」の「繰延税金資産」1,237,989千円に含めて表示しております。

(未適用の会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 平成30年3月30日 企業会計基準委員会）
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日 企業会計基準委員会）

(1)概要

国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、平成26年5月に「顧客との契約から生じる収益」（IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606）を公表しており、IFRS第15号は平成30年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は平成29年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2)適用予定日

令和4年3月期の期首から適用します。

(3)当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(貸借対照表関係)

※1.有形固定資産及び投資不動産の減価償却累計額

	第33期 (平成30年3月31日現在)	第34期 (平成31年3月31日現在)
建物	604,123千円	551,025千円
器具備品	1,215,234千円	1,350,407千円
投資不動産	—	138,024千円

※2.関係会社に対する主な資産・負債

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

	第33期 (平成30年3月31日現在)	第34期 (平成31年3月31日現在)
預金	41,809,118千円	240,211千円
未収収益	40,621千円	25,307千円
金銭の信託	30,000千円	100,000千円
未払手数料	1,577,059千円	671,568千円
その他未払金	3,850,734千円	3,217,341千円
未払費用	430,491千円	444,754千円

(損益計算書関係)

※1.固定資産除却損の内訳

	第33期 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	第34期 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)
建物	—	2,547千円
器具備品	54千円	2,301千円
計	54千円	4,848千円

※2.関係会社に対する主な取引

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

	第33期 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	第34期 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)
支払手数料	11,380,244千円	5,298,064千円
受取利息	380千円	3千円
受取賃貸料	—	38,388千円
法人税、住民税及び事業税	3,851,536千円	3,216,517千円

(株主資本等変動計算書関係)

第33期（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

1.発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度増加 株式数（株）	当事業年度減少 株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	211,581	—	—	211,581
合計	211,581	—	—	211,581

2.配当に関する事項

(1)配当金支払額

平成29年6月28日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

- ① 配当金の総額 26,595,731千円
- ② 1株当たり配当額 125,700円
- ③ 基準日 平成29年3月31日
- ④ 効力発生日 平成29年6月29日

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成30年6月27日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

- ① 配当金の総額 11,363,380千円
- ② 配当の原資 利益剰余金
- ③ 1株当たり配当額 53,707円
- ④ 基準日 平成30年3月31日

⑤ 効力発生日

平成30年6月28日

第34期（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度増加 株式数（株）	当事業年度減少 株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	211,581	—	—	211,581
合計	211,581	—	—	211,581

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

平成30年6月27日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

- | | | |
|---|----------|--------------|
| ① | 配当金の総額 | 11,363,380千円 |
| ② | 1株当たり配当額 | 53,707円 |
| ③ | 基準日 | 平成30年3月31日 |
| ④ | 効力発生日 | 平成30年6月28日 |

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

令和元年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

- | | | |
|---|----------|-------------|
| ① | 配当金の総額 | 9,675,175千円 |
| ② | 配当の原資 | 利益剰余金 |
| ③ | 1株当たり配当額 | 45,728円 |
| ④ | 基準日 | 平成31年3月31日 |
| ⑤ | 効力発生日 | 令和 元年6月27日 |

(リース取引関係)

〈借主側〉

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	第33期 (平成30年3月31日現在)	第34期 (平成31年3月31日現在)
1年内	678,116千円	675,956千円
1年超	1,351,912千円	675,956千円
合計	2,030,029千円	1,351,912千円

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

資金運用については銀行預金、譲渡性預金または投資信託に限定しており、金融機関からの資金調達は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

投資有価証券は主として投資信託であり、価格変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

内部管理規程に従って月次でリスク資本を認識し、経営会議に報告しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（（注2）参照）。

第33期(平成30年3月31日現在)

	貸借対照表 計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 現金及び預金	54,140,307	54,140,307	—
(2) 有価証券	19,967	19,967	—
(3) 未収委託者報酬	9,770,529	9,770,529	—
(4) 投資有価証券	26,224,167	26,224,167	—
資産計	90,154,972	90,154,972	—
(1) 未払手数料	3,905,670	3,905,670	—
負債計	3,905,670	3,905,670	—

第34期(平成31年3月31日現在)

	貸借対照表 計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 現金及び預金	53,969,686	53,969,686	—
(2) 有価証券	1,403,513	1,403,513	—
(3) 未収委託者報酬	9,995,458	9,995,458	—
(4) 投資有価証券	21,353,421	21,353,421	—
資産計	86,722,080	86,722,080	—
(1) 未払手数料	3,990,054	3,990,054	—
負債計	3,990,054	3,990,054	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資 産

(1)現金及び預金、(3)未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2)有価証券、(4)投資有価証券

これらはすべて投資信託であり、時価は基準価額によっております。

負 債

(1)未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	第33期 (平成30年3月31日現在)	第34期 (平成31年3月31日現在)
非上場株式	137,160	55,360
子会社株式	160,600	160,600
関連会社株式	159,536	159,536

非上場株式は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4) 投資有価証券」には含めておりません。

また、子会社株式及び関連会社株式は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第33期(平成30年3月31日現在)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	54,140,307	—	—	—
未収委託者報酬	9,770,529	—	—	—
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
投資信託	19,967	13,110,758	8,593,680	68,714
合計	63,930,804	13,110,758	8,593,680	68,714

第34期(平成31年3月31日現在)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	53,969,686	—	—	—
未収委託者報酬	9,995,458	—	—	—
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
投資信託	1,403,513	9,358,708	5,874,634	90,573
合計	65,368,659	9,358,708	5,874,634	90,573

(有価証券関係)

1. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式（当事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式160,600千円、関連会社株式159,536千円、前事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式160,600千円、関連会社株式159,536千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

2. その他有価証券

第33期(平成30年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額（千円）
貸借対照表計上額 が取得原価を超え るもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	18,599,111	16,040,884	2,558,227
	小計	18,599,111	16,040,884	2,558,227
貸借対照表計上額 が取得原価を超え ないもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	7,645,023	8,062,990	△417,966
	小計	7,645,023	8,062,990	△417,966
合計		26,244,135	24,103,874	2,140,260

第34期(平成31年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額（千円）
貸借対照表計上額 が取得原価を超え るもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	14,744,545	12,559,380	2,185,164
	小計	14,744,545	12,559,380	2,185,164
貸借対照表計上額 が取得原価を超え ないもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	8,012,389	8,573,551	△561,161
	小計	8,012,389	8,573,551	△561,161
合計		22,756,935	21,132,932	1,624,002

3. 売却したその他有価証券

第33期（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

種類	売却額（千円）	売却益の合計額（千円）	売却損の合計額（千円）
株式	—	—	—
債券	—	—	—
その他	8,169,769	516,394	105,903
合計	8,169,769	516,394	105,903

第34期（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）

種類	売却額（千円）	売却益の合計額（千円）	売却損の合計額（千円）
株式	140,240	58,440	—
債券	—	—	—
その他	5,222,594	443,338	135,399
合計	5,362,834	501,778	135,399

4.減損処理を行った有価証券

前事業年度において、有価証券について102,096千円（その他有価証券のその他102,096千円）減損処理を行っております。

当事業年度において、有価証券について62,310千円（その他有価証券のその他62,310千円）減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合、及び30%以上50%未満下落し、回復可能性等の合理的反証がない場合に行っております。

（退職給付関係）

1.採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度（積立型制度）及び退職一時金制度（非積立型制度）を設けております。また確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

2.確定給付制度

(1)退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	第33期 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	第34期 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)
退職給付債務の期首残高	3,649,089 千円	3,729,252 千円
勤務費用	184,120	193,531
利息費用	27,829	24,351
数理計算上の差異の発生額	56,895	△15,898
退職給付の支払額	△188,683	△218,947
過去勤務費用の発生額	—	—
退職給付債務の期末残高	3,729,252	3,712,289

(2)年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	第33期 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	第34期 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)
年金資産の期首残高	2,698,738 千円	2,723,393 千円
期待運用収益	48,080	48,664
数理計算上の差異の発生額	47,759	△4,606
事業主からの拠出額	102,564	102,564
退職給付の支払額	△173,748	△203,077
年金資産の期末残高	2,723,393	2,666,937

(3)退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

	第33期 (平成30年3月31日現在)	第34期 (平成31年3月31日現在)
積立型制度の退職給付債務	3,374,562 千円	3,125,760 千円
年金資産	△2,723,393	△2,666,937
	651,168	458,822
非積立型制度の退職給付債務	354,690	586,529
未積立退職給付債務	1,005,858	1,045,351

未認識数理計算上の差異	△ 169,893	△ 114,968
未認識過去勤務費用	△ 550,128	△ 484,766
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	285,836	445,616
退職給付引当金	720,536	860,851
前払年金費用	△434,700	△415,234
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	285,836	445,616

(4)退職給付費用及びその内訳項目の金額

	第33期 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	第34期 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)
勤務費用	184,120 千円	193,531 千円
利息費用	27,829	24,351
期待運用収益	△48,080	△48,664
数理計算上の差異の費用処理額	47,053	43,633
過去勤務費用の費用処理額	65,361	65,361
その他	4,780	5,986
確定給付制度に係る退職給付費用	281,066	284,199

(注)「その他」は受入出向者に係る出向元への退職給付費用負担額等です。

(5)年金資産に関する事項

①年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	第33期 (平成30年3月31日現在)	第34期 (平成31年3月31日現在)
債券	62.2 %	63.9 %
株式	34.7	33.2
その他	3.1	2.9
合計	100	100

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6)数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	第33期 (平成30年3月31日現在)	第34期 (平成31年3月31日現在)
割引率	0.069～0.67%	0.035～0.49%
長期期待運用収益率	1.5～1.8%	1.5～1.8%

3.確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度142,105千円、当事業年度144,712千円であります。

(税効果会計関係)

1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第33期 (平成30年3月31日現在)	第34期 (平成31年3月31日現在)
繰延税金資産		
減損損失	445,379千円	436,050千円

投資有価証券評価損	223,512	223,821
未払事業税	135,805	109,109
賞与引当金	277,468	275,927
役員賞与引当金	12,235	19,428
役員退職慰労引当金	57,431	44,185
退職給付引当金	220,628	263,592
減価償却超過額	13,690	157,741
委託者報酬	257,879	264,398
長期差入保証金	23,262	31,721
時効後支払損引当金	78,035	75,866
連結納税適用による時価評価	200,331	148,858
その他	82,168	71,320
繰延税金資産 小計	2,027,829	2,122,023
評価性引当額	—	—
繰延税金資産 合計	2,027,829	2,122,023
繰延税金負債		
前払年金費用	△133,105	△127,144
連結納税適用による時価評価	△1,382	△1,320
その他有価証券評価差額金	△655,348	△497,269
その他	△4	△108
繰延税金負債 合計	△789,840	△625,842
繰延税金資産の純額	1,237,989	1,496,180

2.法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳
第33期（平成30年3月31日現在）及び第34期（平成31年3月31日現在）

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

（セグメント情報等）

[セグメント情報]

第33期（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）及び第34期（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

第33期（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）及び第34期（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）

1.製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2.地域ごとの情報

(1) 営業収益

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3.主要な顧客ごとの情報

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

第33期（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注4)	科目	期末残高 (注4)
親会社	㈱三菱UFJ フィナンシャル・ グループ	東京都 千代田 区	2,141,513 百万円	銀行持株 会社業	被所有 間接 100.0%	連結納税	連結納税に 伴う支払 (注1)	3,851,587 千円	その他未払金	3,850,734 千円
親会社	三菱UFJ 信託銀行㈱	東京都 千代田 区	324,279 百万円	信託業、 銀行業	被所有 直接 51.0%	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払 (注2)	5,528,131 千円	未払手数料	665,262 千円
						投資の助言 役員の兼任	投資助言料 (注3)	664,152 千円	未払費用	348,142 千円
主要株主	㈱三菱東京 UFJ銀行 (注5)	東京都 千代田 区	1,711,958 百万円	銀行業	被所有 直接 15.0%	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払 (注2)	5,852,112 千円	未払手数料	921,796 千円

第34期（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注4)	科目	期末残高 (注4)
親会社	㈱三菱UFJ フィナンシャル・ グループ	東京都 千代田 区	2,141,513 百万円	銀行持株 会社業	被所有 間接 100.0%	連結納税	連結納税に 伴う支払 (注1)	3,216,517 千円	その他未払金	3,217,341 千円
親会社	三菱UFJ 信託銀行㈱	東京都 千代田 区	324,279 百万円	信託業、 銀行業	被所有 直接 100.0%	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払 (注2)	5,298,064 千円	未払手数料	671,568 千円
						投資の助言 役員の兼任	投資助言料 (注3)	695,834 千円	未払費用	365,510 千円

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 連結納税制度に基づく連結法人税の支払予定額であります。

2. 投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。
3. 投資助言料については、市場実勢を勘案して決定しております。
4. 上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。
5. (株)三菱東京UFJ銀行は、平成30年4月1日付で、(株)三菱UFJ銀行に行名を変更しております。

(2)財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等

第33期（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (注4)	科目	期末残高 (注4)
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJ モルガン・ スタンレー 証券(株)	東京都 千代田 区	40,500 百万円	証券業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払 (注2)	6,263,571 千円	未払手数料	907,290 千円

第34期（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (注4)	科目	期末残高（注4）
同一の親会社を持つ会社	(株)三菱UFJ銀行	東京都 千代田 区	1,711,958 百万円	銀行業	なし (注1)	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払 (注2)	4,629,670 千円	未払手数料	734,633 千円
						取引銀行	コーラブル預金の預入 (注3)	20,000,000 千円	現金及び預金	20,000,000 千円
							コーラブル預金に係る受取利息 (注3)	1,578 千円	未収収益	1,578 千円
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJ モルガン・ スタンレー 証券(株)	東京都 千代田 区	40,500 百万円	証券業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払 (注2)	6,152,016 千円	未払手数料	962,840 千円

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. (株)三菱UFJ銀行は、平成30年4月2日付で、保有する当社株式のすべてを(株)三菱UFJフィナンシャル・グループに対して現物配当しております。その結果、(株)三菱UFJ銀行は当社の主要株主から同一の親会社を持つ会社に該当することとなりました。

なお、(株)三菱UFJフィナンシャル・グループは、同日付で、取得した当社株式のすべてを会社分割の方法により三菱UFJ信託銀行(株)に対して承継させております。

2. 投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。
3. 預金利率の条件は、市場金利等を勘案して決定しております。なお、預入期間は1年で

あります。

- ４．上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

2.親会社に関する注記

株式会社三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ（東京証券取引所、名古屋証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場）

三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社（非上場）

（１株当たり情報）

	第33期 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	第34期 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)
1株当たり純資産額	393,935.45円	384,107.08円
1株当たり当期純利益金額	53,652.87円	45,571.50円

（注）１．潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

- ２．１株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第33期 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	第34期 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)
当期純利益金額（千円）	11,351,928	9,642,064
普通株主に帰属しない金額（千円）	—	—
普通株式に係る当期純利益金額（千円）	11,351,928	9,642,064
普通株式の期中平均株式数（株）	211,581	211,581

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ①自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ②運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ③通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- ④委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ⑤上記③④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

①定款の変更等

定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

②訴訟事件その他重要事項

該当事項はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

①名称：三菱UFJ信託銀行株式会社

（再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社）

②資本金の額：324,279百万円（2019年3月末現在）

③事業の内容：銀行業務および信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

①名称	②資本金の額 (2019年3月末現在)	③事業の内容
株式会社三菱UFJ銀行	1,711,958 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社りそな銀行	279,928 百万円	銀行業務および信託業務を営んでいます。
株式会社ジャパンネット銀行	37,250 百万円	銀行業務を営んでいます。
ソニー銀行株式会社	31,000 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社イオン銀行	51,250 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社北海道銀行	93,524 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社青森銀行	19,562 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社北都銀行	12,500 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社山形銀行	12,008 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社群馬銀行	48,652 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社常陽銀行	85,113 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社千葉興業銀行	62,120 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社横浜銀行	215,628 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社富山銀行	6,730 百万円	銀行業務を営んでいます。
スルガ銀行株式会社	30,043 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社三重銀行	15,295 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社関西みらい銀行	38,971 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社池田泉州銀行	61,385 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社鳥取銀行	9,061 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社阿波銀行	23,452 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社伊予銀行	20,948 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社筑邦銀行	8,000 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社佐賀銀行	16,062 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社沖縄銀行	22,725 百万円	銀行業務を営んでいます。
三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279 百万円	銀行業務および信託業務を営んでいます。
株式会社仙台銀行	22,485 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社福島銀行	18,127 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社大東銀行	14,743 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社栃木銀行	27,408 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社京葉銀行	49,759 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社東日本銀行	38,300 百万円	銀行業務を営んでいます。

株式会社大光銀行	10,000	百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社愛知銀行	18,000	百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社中京銀行	31,844	百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社トマト銀行	17,810	百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社西京銀行	23,497	百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社徳島銀行	11,036	百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社香川銀行	12,014	百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社佐賀共栄銀行	2,679	百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社宮崎太陽銀行	12,252	百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社沖縄海邦銀行	4,537	百万円	銀行業務を営んでいます。
岐阜信用金庫	21,173	百万円※	金融業務を営んでいます。
岡崎信用金庫	3,132	百万円※	金融業務を営んでいます。
京都信用金庫	12,240	百万円※	金融業務を営んでいます。
おかやま信用金庫	1,841	百万円※	金融業務を営んでいます。
株式会社ゆうちょ銀行	3,500,000	百万円	銀行業務を営んでいます。
アーク証券株式会社	2,619	百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
藍澤證券株式会社	8,000	百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
カブドットコム証券株式会社	7,196	百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
池田泉州ＴＴ証券株式会社	1,250	百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
今村証券株式会社	857	百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
四国アライアンス証券株式会社	3,000	百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
白木証券株式会社	100	百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
エース証券株式会社	8,831	百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
PWM日本証券株式会社	3,000	百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社ＳＢＩ証券	48,323	百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
岡三オンライン証券株式会社	2,500	百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
おきぎん証券株式会社	500	百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
木村証券株式会社	500	百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
エイチ・エス証券株式会社	3,000	百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
ぐんぎん証券株式会社	3,000	百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
光世証券株式会社	12,000	百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
岩井コスモ証券株式会社	13,500	百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
寿証券株式会社	305	百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

篠山証券株式会社	100 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
静岡東海証券株式会社	600 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
荘内証券株式会社	100 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
新大垣証券株式会社	175 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
ニュース証券株式会社	1,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
スターツ証券株式会社	500 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
立花証券株式会社	6,695 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
むさし証券株式会社	5,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
楽天証券株式会社	7,495 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
東海東京証券株式会社	6,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
東武証券株式会社	420 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
内藤証券株式会社	3,002 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
第四北越証券株式会社	600 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
南都まほろば証券株式会社	3,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
マネックス証券株式会社	12,200 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
日産証券株式会社	1,500 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社証券ジャパン	3,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
浜銀ＴＴ証券株式会社	3,307 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
廣田証券株式会社	600 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
フィデリティ証券株式会社	9,257 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
松井証券株式会社	11,944 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
松阪証券株式会社	100 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
リテラ・クレア証券株式会社	3,794 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
三田証券株式会社	500 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
三津井証券株式会社	558 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
明和証券株式会社	511 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

山和証券株式会社	585 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	40,500 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

※岐阜信用金庫、岡崎信用金庫、京都信用金庫およびおかやま信用金庫の資本金の額は「出資金」を記載しております。

（３）再委託先

①名称：ウェリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピー

②資本金の額：691,638千米ドル（2018年12月末現在）

（注）ウェリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピーの資本金の額は「パートナーによる出資金」を記載しています。

③事業の内容：投資運用業務を営んでいます。

２【関係業務の概要】

（１）受託会社

ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理等を行います。

（２）販売会社

ファンドの募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱い等を行います。

（３）再委託先

マザーファンドの運用指図等を行います。

３【資本関係】

委託会社と関係法人の主な資本関係は次の通りです。（2019年8月末現在）

三菱UFJ信託銀行株式会社は委託会社の株式の100.0%（211,581株）を所有しています。

（注）関係法人が所有する委託会社の株式または委託会社が所有する関係法人の株式のうち、持株比率が3%以上のものを記載しています。

第３【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類が提出されております。

提出年月日	提出書類
2019年 3月20日	臨時報告書
2019年 4月26日	有価証券届出書の訂正届出書
2019年 4月26日	有価証券報告書
2019年 6月20日	臨時報告書

独立監査人の監査報告書

令和元年6月26日

三菱UFJ国際投信株式会社

取締役会 御 中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	青	木	裕	晃	印
--------------------	-------	---	---	---	---	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊	藤	鉄	也	印
--------------------	-------	---	---	---	---	---

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三菱UFJ国際投信株式会社の平成30年4月1日から平成31年3月31日までの第34期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱UFJ国際投信株式会社の平成31年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、XBRLデータは監査の対象に含まれていません。

独立監査人の監査報告書

令和1年9月4日

三菱UFJ国際投信株式会社
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 大畑 茂 印
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 和田 渉 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているエマージング・ソブリン・オープン（毎月決算型）為替ヘッジありの平成31年2月6日から令和1年8月5日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、エマージング・ソブリン・オープン（毎月決算型）為替ヘッジありの令和1年8月5日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、XBRLデータは監査の対象に含まれていません。